

平成 1 9 年 3 月 7 日

平成 1 9 年第 1 回 岬町議会定例会

第 2 日 会議録

平成19年第1回（3月）岬町議会定例会第2日会議録

○平成19年3月7日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 和 田 博 之
5番 奥 野 学	6番 中 原 晶	7番 辻 下 正 純
8番 竹 内 邦 博	9番 出 口 実	10番 反 保 多喜男
11番 岡 本 重 樹	12番 和 田 勝 弘	14番 福 田 収
15番 谷 本 貢	16番 田 島 乾 正	17番 （欠員）

欠席議員 次のとおり1名であります。

13番 鳥谷部 昭

欠 員 1名

傍 聴 10名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	助 役 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総務部副理事兼 総務法制課長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	住民部副理事 兼住民生活課長 岡 本 茂
福 祉 部 長 芦 田 貴志雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏ヶ崎 龍 男	上下水道部長 末 原 光 喜
教 育 部 長 岡 田 耕 治	教育部副理事 兼生涯学習課長 湊 原 義 仁

教育部副理事
兼青セ文セ所長 一 本 稔 明

総務部危機管理課長 亀 崎 義 夫

企画部企画人事課長 保 井 太 郎

事業部第二阪和等
プロジェクト推進課長 西 啓 介

教育部副理事
兼淡輪公民館長 入 口 博 行

総 務 部
行財政改革課長 四至本 直 秀

住民部保険年金課長 谷 下 芳 文

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局主幹
兼 議 会 係 長 竹 下 雅 樹

議事日程

- | | | |
|------|--------|-------------------------------------|
| 日程1 | 報告第1号 | 専決処分の報告の件（損害賠償の額の決定及び和解） |
| 日程2 | 議案第1号 | 平成18年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件 |
| 日程3 | 議案第2号 | 平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3次）の件 |
| 日程4 | 議案第3号 | 平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）の件 |
| 日程5 | 議案第4号 | 平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件 |
| 日程6 | 議案第5号 | 平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件 |
| 日程7 | 議案第6号 | 平成18年度岬町水道事業会計補正予算（第3次）の件 |
| 日程8 | | 平成19年度当初予算に関する説明 |
| 日程9 | 議案第7号 | 平成19年度岬町一般会計予算の件 |
| 日程10 | 議案第8号 | 平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件 |
| 日程11 | 議案第9号 | 平成19年度岬町国民健康保険特別会計予算の件 |
| 日程12 | 議案第10号 | 平成19年度岬町老人保健特別会計予算の件 |
| 日程13 | 議案第11号 | 平成19年度岬町下水道事業特別会計予算の件 |
| 日程14 | 議案第12号 | 平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件 |
| 日程15 | 議案第13号 | 平成19年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件 |
| 日程16 | 議案第14号 | 平成19年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算 |

の件

日程17	議案第15号	平成19年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件
日程18	議案第16号	平成19年度岬町深日財産区特別会計予算の件
日程19	議案第17号	平成19年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件
日程20	議案第18号	平成19年度岬町谷川財産区特別会計予算の件
日程21	議案第19号	平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件
日程22	議案第20号	平成19年度岬町水道事業会計予算の件
日程23	議案第21号	阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件
日程24	議案第22号	阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件
日程25	議案第23号	町道路線の認定の件
日程26	議案第24号	工事請負契約締結の件（（仮称）観光交流センター新築工事）
日程27	議案第25号	工事請負契約中変更の件（小島漁港漁業集落排水第1期工事）
日程28	議案第26号	工事請負契約中変更の件（多奈川東地区土砂採取跡地水路等整備工事（その3））
日程29	議案第27号	工事請負契約中変更の件（多奈川東地区土砂採取跡地水路等整備工事（その4））
日程30	議案第28号	工事請負契約中変更の件（公共下水汚水管理設工事（22-7））
日程31	議案第29号	岬町副町長の定数を定める条例を制定する件
日程32	議案第30号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定する件
日程33	議案第31号	岬町廃棄物減量等推進審議会条例を制定する件
日程34	議案第32号	非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件
日程35	議案第33号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
日程36	議案第34号	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件
日程37	議案第35号	岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する件
日程38	議案第36号	岬町手数料条例の一部を改正する件
日程39	議案第37号	岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件
日程40	議案第38号	岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件

日程41	議案第39号	岬町国民健康保険条例の一部を改正する件
日程42	議案第40号	岬町海釣り公園条例の一部を改正する件
日程43	議案第41号	岬町道路占用料徴収条例の一部を改正する件
日程44	議案第42号	岬町都市公園条例の一部を改正する件

(午前10時00分 開議)

○和田博之議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第1回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻、午前10時00分でございます。

本日の出席議員は14名であります。欠席者数は1名であります。欠員は1名であります。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○和田博之議長 日程1、報告第1号「専決処分の報告の件（損害賠償の額の決定及び和解）」について、報告を求めます。

総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程1、報告第1号、専決処分の報告（損害賠償の額の決定及び和解）の件について、ご説明いたします。

専決処分書をご参照ください。

専決理由につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

損害賠償の額の決定及び和解の件につきまして、平成18年8月18日午後6時ごろに、岬町多奈川谷川1716番地の1先の路上におきまして、この路上はJA大阪泉州多奈川支店前でございますが、公務のため公用車を運転していた町職員と、住民の方の運転する自転車が衝突し、住民の方が受傷したものでございます。

被害者の方は、大阪府泉南郡岬町多奈川在住の中学1年生の男子であります。この事故において、双方協議の結果、平成18年12月8日に示談が成立し、専決処分したものでございます。

損害賠償金額は、人身損害賠償（治療費等）で、金額といたしまして29万7,210円、車両・対物損害賠償金額として13万885円、合計金額として42万8,096円と決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上でございますが、なお、説明に当たりましては、議案書の体裁としては、被害者の方の実名入りで、これでいいんですが、説明に当たりましては、親御さんへの配慮をいたしまして、先ほどの説明の方法にとどめておりますので、よろしくご配慮願います。

以上です。

○和田博之議長 これをもって報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号「専決処分の報告の件（損害賠償の額の決定及び和解）」を終わります。

○和田博之議長 日程2、議案第1号「平成18年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君、お願いします。

○中口総務部長 日程2、議案第1号、平成18年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,480万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億3,025万9,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきまして、ご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、9ページと10ページに記載されておりますので、あわせてご参照ください。

国庫支出金につきましては、平成20年度から、後期高齢者医療制度が広域連合で実施されることに伴う電算システム改修に係る後期高齢者医療制度創設準備事業補助金383万1,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては、大阪府市町村老人医療助成事業補助金26万3,000円、建築物敷地等における緑化を促進する制度事務交付金2万1,000円を計上いたしております。

寄附金につきましては、深日小学校への指定寄附金5万円、深日児童館への指定寄附金5万円、合わせて10万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正の財源調整のため、公共施設整備基金繰入金518万9,000円を減額計上いたしております。

諸収入につきましては、雑入の行政区域外保育実施委託料32万8,000円、地域活性化イ

ベント町負担金返還金184万円を計上し、大阪府の受託事業であります土砂採取跡地整備事業費の確定により1億8,000万円、同じく大阪府の受託事業である土砂災害情報相互通報システム整備の大阪府との協議・調整により、600万円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお詳細につきましては、11ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照ください。

総務費につきましては、80万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、地方自治法改正に伴う経費35万5,000円、第二阪和国道高架下予定地の水利権補償料45万3,000円を計上いたしております。

民生費につきましては、2,295万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、医療制度改革に伴う国民健康保険料システムの改修に要する費用として、国民健康保険特別会計への繰出金485万円と、後期高齢者医療制度創設準備に伴うシステム修正委託料1,680万円などを計上いたしております。

衛生費につきましては、3,237万5,000円減額計上いたしております。主な内容といたしましては、ごみ焼却施設定期点検後期分の時期を変更したことによる消耗品費1,018万3,000円と修繕料の2,098万6,000円、合わせまして3,116万9,000円の減額や、旧焼却場解体工事に係る委託料897万8,000円などを計上いたしております。

農林水産業費につきましては、2万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、歳入の中で説明しました建築物敷地等における緑化を促進する制度、事務交付金の確定による事務用消耗品費を計上いたしております。

土木費につきましては、1億8,319万円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、大阪府の受託事業であります土砂採取跡地整備事業費の確定により1億7,539万3,000円、同じく大阪府の受託事業である土砂災害情報相互システム整備事業600万円の減額などを計上いたしております。

消防費につきましては、600万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、阪南市岬町消防組合職員の退職者が生じたことによる負担金を計上いたしております。

教育費につきましては、97万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、指定寄附による深日小学校、深日児童館の図書購入費、各5万円ずつ、給食センターにおける給食調理用燃料費の高騰によります84万6,000円などを計上いたしております。

次に、5ページを参照願います。

第2表繰越明許費につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費について定めており、事業名、金額につきましては、後期高齢者医療制度創設準備事業1、680万円、リサイクル施設整備費897万8,000円、地域交流センター整備事業2、100万円となっております。

次に、6ページをご参照願います。

第3表債務負担行為補正につきましては、事項、期日前投票用仮施設設備上事業、期間としては平成19年度、限度額55万2,000円の設定を、その必要がなくなりましたので廃止するもので、内容としましては、期日前投票用に仮施設設備をリースにて設置を予定しておりましたが、公害監視センターを利用することに変更しましたので、不要となったものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、2常任委員会に付託の予定と伺っておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、事業民生の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 ちょっとお聞きしたいんですけども、9ページの1番、民生費、国庫補助金の後期高齢者医療制度、これが383万1,000円、それと11ページの民生費の4番の中に、委託料で医療システム修正委託料1,680万、この後期高齢者医療制度というのが出てきてますが、今現在、国民健康保険、それと介護保険ありますけども、この後期高齢という位置づけについて教えてもらいたいと思います。

○和田博之議長 白井住民部長。

○白井住民部長 それでは、私の方から、後期高齢者制度の概要について、具体的に申し上げたいと思います。

後期高齢者制度につきましては、現在の75歳以上を対象といたしました老人保健制度を改めまして、平成20年度から、新たに後期高齢者医療制度という形で医療制度が発足することになっております。これにつきましては、大阪府下市町村が全域で加入いたします広域連合という形で、昨年の12月の議会におきましても、規約のご承認いただきまして、ことしの1月に発足い

たしまして、今、大阪市内に本部を置きまして、今、来年4月の発足に向けまして、準備作業を行っているところでございます。

中身につきましては、現行の老人保健制度と変わらないわけなんですけども、新たに後期高齢者制度になりますと、今まで、例えば国民健康保険に入られている方につきましては、その国民健康保険から後期高齢の方に保険者が移動すると。それに伴いまして、また新たに後期高齢に係ります保険料をご負担願うという形の制度でございます。自己負担につきましては、同じく1割、ある一定の所得のある方については3割ご負担をお願いするという形になると、そのような制度でございます。

あと、ご質問がございましたシステム関係につきましては、今回、この後期高齢者制度が発足いたしますので、岬町の方からこの広域連合の方に、保険者に該当する方のデータ並びに保険料算定に係ります所得情報のデータを送る。そしてまた、広域連合の方で、そのデータに基づきまして、保険者の認定並びに保険料の算定、それらのデータをまた岬町にお返し願う。そして、岬町の方で、また新たにその賦課決定いたしました保険料の徴収を行うと、そういうような業務を、今回、電算システムの方で処理する必要がございますので、それにかかわる歳出におきましては委託料、そして、歳入につきましては、この事業については国庫補助対象事業となっておりますので、それにつきましては国庫補助金をいただくと、そういうふうな形を今回補正予算させていただいております。

以上でございます。

○和田博之議長 ほか質疑ございませんか。田島議員。

○田島乾正議員 担当常任委員会でないの、総務の部分について、ちょっと確認というか、説明を求めたいと思います。

11ページ、歳出の部分で、総務費の中で、財産管理費の部分で、補正額45万3,000円、トータル6,100万何がしの部分の中で、説明の部分で、水利権補償料のみしかわかりませんので、できましたら、事業内容と補償、補てんの部分の算定の根拠をちょっと説明願いたいと思います。

○和田博之議長 南総務部副理事。

○南総務部副理事兼総務法制課長 田島議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今回、財産管理費といたしまして、水利権補償料ということで45万3,000円、予算化しております。これにつきましては、詳細には、当総務文教委員会の中で図面を出しまして、それで説明をするという形になっております。概要説明ということで、第二阪和国道が、淡輪の別所

下池、下池と上池がございます。下池の一部を通過するということで、区分地上権を設定する契約が行われました。それについて、町の方に対して、国から90万4,410円という形でお金が入ってきております。それで、その池に係る水利権者であります淡輪東水利組合、これに対して、2分の1の金額を限度に支払いをするということでございます。

以上でございます。

○和田博之議長 田島議員。

○田島乾正議員 今、説明では、二国に絡んだ部分の水利権の説明ですけども、どうもちょっと言葉では、頭が悪いので確認しにくいんですけど。当然、これは総務委員会に付託される部分で、委員会で資料提出と。しかし、私、この場で資料をいただけないのも、どうも委員会中心主義においても、これはちょっとおかしいんじゃないかと。やはり常任委員会に属してない議員であっても、当然、この本会議場で他の委員会のことについても納得しないと、最終的に、これ賛同しかねないということになるので、運営上、ちょっとおかしいなと思ってね。

そやから、できたら委員会に資料を付託するんであっても、やはり本会議場で、そういう資料、支障なかったら各出席議員に提示して、そして、図式で説明すれば、私みたいに、こういう質問ないと思いますので。余り他の委員会のことはとやかく言いたくないんですけども、一応これは確認しとかんと、私も、ただ水利権補償、補てんの部分の補償と。どの部分かな、どの部分のこれかいなど。わかりませんので、この点については、一応苦言じゃないけど、提言しておきます。今後、これから資料は本会議場でも付託委員会でも同じような資料で、やはり全議員が同じ土俵で相撲とれる状態にしていきたいと、かように思いますので。

○和田博之議長 田島議員、その件は、議会の中の内部の運営上の問題ですから、それはまた、議会の中で一応。

○田島乾正議員 それはまた後で、議会の中で、またいろいろ要望もしますが、本件の質問に対して、資料なかったら説明できませんよということで。

○和田博之議長 だから、ごめん。本会議場で、今、資料が要るんやったら資料出させますし、委員会に付託しているから委員会の中での議論を待って、それはまた委員長報告ございますから、その中で足らざるは、最終日に質問するということもできますんで、現時点ではそういうことですから、その辺で、それでも今資料を出せというのでありましたら資料を出させますんで、それはどうですか。

○田島乾正議員 理解した上で、今、質問しているんです。資料すぐ出せますか。出せるのであれば、議長に申しわけないけど、時間を割いて、暫時休憩していただいて、資料をいただきたい。

○和田博之議長 それでは、議員の方の資料が必要ということでございますから、運営上の問題につきましては、今後、議会の中で討論するということで、今回、1人の人が欲しいということでございますから、資料を配付したいと、このように思います。

暫時休憩いたしまして、資料の配付をいたします。その席でお待ちください。

暫時休憩します。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

資料の方が提出されました。その上に立ちしまして、田島議員。

○田島乾正議員 大変貴重な時間を割きまして、申しわけないです。

この地図で見れば、別所、下池の部分、この部分についての補償、補てんの部分ですな。こういうことを見れば、僕も理解できるんですわ。文書だけだと理解できない方もおりますので、僕の場合。ということで了解いたしました。結構です。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、事業民生の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教、事業民生の各常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長 日程3、議案第2号「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

○竹本企画部長 日程3、議案第2号、平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件につきまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出の予算の総額に、それぞれ122万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,090万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

補正予算の内容といたしましては、昭和61年に住宅新築資金分の貸し付けを受け取りました方から、全額繰上償還がございました。その貸付金の繰上償還に伴います地方債の繰上償還を行うものでございます。

歳入につきましては、諸収入といたしまして貸付元利収入を、歳出につきましては、公債費といたしまして地方債元利償還金にそれぞれ122万6,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願いいたします。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長 日程4、議案第3号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4

次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程4、議案第3号、平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)について、ご説明させていただきます。

今回の補正予算は、医療費制度改革に伴う現行の国保電算システムの改修事業を初め、平成18年度決算見込みにおいて、現計予算額に不足が生じる見込額の保険給付費について、また、平成17年度決算におけます繰越金の基金への積み立て並びに国庫支出金の返還金などについて、補正予算を行うものでございます。

それでは、補正予算の内容について、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億583万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,874万8,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明させていただきます。

予算書の2ページを、詳細につきましては6ページをあわせてご参照願います。

国庫支出金、国庫補助金といたしまして、250万を増額補正するものでございます。これは医療制度改革に伴い、平成20年4月から実施されます後期高齢者医療制度の創設を初め、医療制度の見直しが予定されており、これに伴う国民健康保険電算システムの改修に要する経費に充当する補助金でございます。

次に、繰入金、他会計繰入金としまして、485万円を増額補正するものでございます。これは、先ほどの国庫補助金でご説明いたしました、国民健康保険電算システムの改修に要する経費に充当する一般会計からの繰入金でございます。

次に、繰越金といたしまして、9,848万3,000円を増額補正するものであります。これは、今回の補正予算に必要な財源は、国庫補助金などの特定財源を除き、すべて前年度繰越金で賄うものであります。また、補正予算に必要な財源として充当し、充当し切れない繰越金につきましては、国保財政安定基金に積み立てを行うものでございます。

続きまして、歳出予算の概要について、ご説明いたします。

予算書の3ページを、詳細につきましては7ページ及び8ページをあわせてご参照願います。

総務費、総務管理費におきまして、735万円を増額補正するものであります。これは、歳入においてご説明いたしました今般の医療制度改革に伴う、現行の国民健康保険電算システムの改修委託料を補正するものでございます。主な改修内容といたしましては、高額医療及び高額介護

合算療養制度の発足及び前期高齢者などの保険料を年金から特別徴収する制度の導入に伴うシステムの改修でございます。

次に、保険給付費、療養諸費、審査支払手数料として1万9,000円を、葬祭費において40万円を、精神・結核医療給付金において27万5,000円をそれぞれ増額補正するものであります。これは、18年度決算見込みにおいて、現計予算額に不足が生じる見込みであるための補正でございます。

次に、老人保健拠出金において、477万6,000円を増額補正するものであります。この老人医療拠出金は、前々年度における老人医療費の確定額を本年度の概算拠出金と精算する制度となっておりまして、今回、この精算に伴いまして老人保健拠出金に不足が生じるため、補正を行うものでございます。

次に、基金積立金、財政安定基金積立金として、2,045万2,000円を増額補正するものであります。これは、本年度補正予算に必要な財源は、国庫補助金などの特定財源を除き、その所要額に前年度繰越金を充当し、充当した後の残額を国保財政安定基金に積み立てを行うものでございます。

次に、諸支出金、償還金及び還付加算金として、7,256万1,000円を増額補正するものであります。これは、市町村間の国民健康保険の財政力の不均衡を調整するために設けられました普通調整交付金のうち、平成14年度及び平成15年度の普通調整交付金が過大に交付されていることが判明いたしました。今回、この過大に交付されました普通調整交付金を返還するものでございます。

次に、繰越明許費の設定について、ご説明させていただきます。

予算書の4ページをごらんください。

総務費、総務管理費、後期高齢者医療制度創設等準備事業において、735万円を翌年度に繰り越して使用するため、今般、繰越明許費の設定を行うものでございます。これは、先ほど説明いたしました国民健康保険システムの改修内容をご説明いたしておりますけれども、国におきましてはシステム改修の概要は明らかにしておりますが、詳細な内容につきましては、今後通知することとなっております。そのためにシステム改修におきましては、国からの通知内容をあわせて、順次進める必要がありますので、今回、このシステム改修経費について、繰越明許費の設定を行うものでございます。

以上が平成18年度国民健康保険特別会計補正予算（第4次）の主な内容でございます。

本件につきましては、事業民生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、

議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決定しました。

○和田博之議長 日程5、議案第4号「平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 日程5、議案第4号、平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件について、ご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、流域下水道事業費負担金の変更によるもので、南部処理場の汚泥脱水処理施設整備工事の年度割合の変更に伴うものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ266万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,653万7,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

歳入といたしまして、一般会計繰入金8万3,000円と基金繰入金7万7,000円の増額補正と町債250万円を増額補正するものでございます。

次に、歳出といたしまして、下水道事業費２６６万円を補正するものでございます。

３ページをご参照願います。

地方債の補正といたしまして、起債の限度額を２億６，１８０万円に変更するものでございます。

なお、４ページ以降につきましては事項別明細を記載しております。

本件につきましては、事業民生委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。竹内議員。

○竹内邦博議員 私、総務文教ですので、事業民生とはあれなんで、少し質問はちょっと離れるかもわかりませんが、下水道としてちょっと聞きたいことがございます。

現在、町として、公共下水道施工済みということをお聞きしておりますけれども、大体どの辺のパーセンテージかというのと、また現在、流域下水道本管、これが多分、谷川橋付近まで施工済みだと聞いておりますが、今後、楠木橋ですかね、その辺の予定があるのかどうかということを少しお聞かせください。

○和田博之議長 末原光喜君。

○末原上下水道部長 それでは、今後の下水道整備の進め方ということで、考え方を説明させていただきます。

本町の公共下水道については、平成元年１２月に、南大阪湾岸南部流域関連公共下水道として、都市計画並びに事業認可が行われております。その後、流域幹線の延びとともに下水道整備も進みまして、現在、事業認可面積については５６３．９４ヘクタールで、そのうち普及率につきましては６０．７％の見込みとなっております。

しかしながらですね、これまでの一般会計の繰入金に頼る下水道会計では、事業の進捗が思わしくございません。この議会で料金値上げもさせていただきましたが、今後は、今回の事業認可は１３年から１９年度という事業期間になっております。１９年度につきましては、１３年に策定しました整備計画が、町の財政の悪化とともに、事業量を減少させて整備工事を進めてまいり

ました。その結果、今後の進め方は、やっぱり事業の期間延伸5年を行って、順次事業のスピードは、おくれさせながら現在の認可区間を整備していきたいと考えております。

それと、流域幹線の延伸の件でございますが、当初、祇園橋まであった流域幹線が、ルール改正に伴いまして、岬町役場まで延びたと。その後、再度、谷川新橋まで延びております。町の考え方なんですけども、流域幹線の延伸を行っていただければ、町の財政負担は非常に少なくなると。そのことで面整備がまた促進されると考えております。しかしながら、流域幹線の延伸見込みというのは大変難しい状況にあります。といいますのは、流域幹線の採択基準というのは、全国統一の基準になっております。また、同じ流域の阪南、泉南、泉佐野、その負担割合の増にもつながる問題点がございます。しかしながら、末端の市町村である岬町につきましては、流域幹線の採択基準が一定ではありますが、それを要望活動を通じて、大阪府並びに国に要望活動を実施して、進めていきたいと考えております。

以上です。

○竹内邦博議員 ありがとうございます

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長 日程6、議案第5号「平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程6、議案第5号、平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件について、ご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ417万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,408万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、5ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

今回の補正予算の内容といたしましては、平成18年度の介護保険制度改正に伴うシステム改修費に係る国庫補助金の確定に伴い、国庫補助金額を計上し、あわせてその分を一般会計繰入金で減額補正をしております。

さらに、もう1点、今回、後期高齢者医療制度の施行に伴いまして、介護保険システムの改修を行う必要が生じたので、その分をあわせて歳出予算で計上し、それに伴います国庫補助金と一般会計繰入金の補正予算を計上いたしております。

まず、歳入につきましては、国庫支出金としまして、介護システム改修事業補助金確定分と後期高齢者医療制度に伴う介護システム改修費分を合わせまして、458万9,000円の歳入を計上いたしております。

繰入金につきましては、国庫補助金の確定に伴います一般会計の相殺分の減額分と、後期高齢者医療制度に伴う改修費に係る一般会計繰入金を相殺しまして、41万円の減額補正を行うものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療制度の施行に伴い、平成20年4月から、介護保険料に加え、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料が年金から天引きされることになるため、それに関連して介護保険システムを改修する委託料として417万9,000円を計上いたしております。

以上が補正内容でございます。

続きまして、3ページ、繰越明許費であります。総務費、総務管理費の介護保険制度改正に伴うシステム改修費として、417万9,000円を計上いたしております。これは、先ほどの後期高齢者医療制度に係るシステム改修ですけれども、なお、細部について詰める必要があるため、繰越明許費としてお願いをするものであります。

以上が今回の補正予算の概要でございます。

本件につきましては、事業民生委員会に付託の予定と伺っておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長 日程7、議案第6号「平成18年度岬町水道事業会計補正予算（第3次）の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

○末原上下水道部長 日程7、議案第6号、平成18年度岬町水道事業会計補正予算（第3次）の件につきまして、ご説明させていただきます。

本補正予算の内容といたしましては、企業債の同意額の決定に伴うものでございます。

予算書の1ページをごらん願います。

第2条におきまして、資本的収入及び支出の補正として、資本的収入の予定額を1,320万増額し、1億7,964万円とするとともに、資本的収入が資本的支出に不足する額1億6,108万6,000円を1,320万円を減額し、1億4,788万6,000円とするものでございます。

次に、第3条では、企業債の補正として、水道施設整備事業費の限度額について1,320万円を増額し、8,400万とするものでございます。なお、先に定めております起債の方法、利率及び償還の方法について変更はございません。

以上、本補正予算の概要につきまして、ご説明させていただきました。

本件につきましては、事業民生委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町水道事業会計補正予算（第3次）の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

暫時休憩します。再開は11時5分、よろしくお願いします。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○和田博之議長 お諮りいたします。

日程8「平成19年度当初予算に関する説明」から日程22、議案第20号「平成19年度岬町水道事業会計予算の件」までの15件を一括議題にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、日程８から日程２２、議案第２０号までの１５件を一括議題にすることに決定しました。

平成１９年度当初予算に関する説明について、助役から説明を求めます。助役、平 徹也君。

○平助役 日程８、平成１９年度当初予算に関する説明並びに日程９、議案第７号、平成１９年度岬町一般会計予算の件から日程２２、議案第２０号、平成１９年度岬町水道事業会計予算の件までの１４件の提案説明いたします。なお、長時間になると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、平成１９年度岬町一般会計予算の件について、ご説明いたします。

予算書２ページをごらんください。

第１条の予算総額として、歳入歳出それぞれ６３億９，０００万円を計上いたしており、対前年度比１８．６％の減となっております。

なお、平成１８年度予算では、平成７年度借り入れしました地海環境遊園整備事業債の借り入れに伴い、歳入歳出にそれぞれ１２億７，９２０万円を計上いたしておりましたので、その借換債を除いた実質的な対前年度比は、２．７％の減となります。

第２条は、債務負担行為の定めでございます。事項、期間及び限度額は、予算書１０ページ、第２表債務負担行為に掲げております。当初予算での債務負担行為設定事項は、地域福祉計画策定事業、指定管理者制度導入による淡輪火葬場運営事業の２件でございます。

第３条、地方債につきましては、予算１１ページ、第３表地方債に掲げております。農地防災事業ほか５事業について、事業ごとの地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第４条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を２０億円と定めております。

第５条につきましては、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書１３ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、１６ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款１町税につきましては、２４億１，６９６万７，０００円を計上いたしております。税制改正による個人住民税の税源移譲、固定資産税の超過税率の導入、また徴収率のさらなる向上などにより、対前年度４億３，９３５万８，０００円の増額となっております。

款２地方譲与税から款９地方特例交付金までの各種譲与税、交付金につきましては、４億９７

0万円を計上いたしております。平成18年度の収入状況、平成19年度の地方財政計画などを考慮するとともに、税源移譲による所得譲与税の廃止、地方特例交付金の特別交付金の創設等を踏まえ、対前年度1億1,954万6,000円の減額となっております。

款10 地方交付税につきましては、新型交付税の試算及び地方財政計画の伸び率を勘案し、対前年度4,000万円増額の16億5,000万円を計上いたしております。内訳といたしましては、普通地方交付税が14億3,000万円、特別地方交付税が2億2,000万円でございます。

款11 交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額の400万円を計上いたしております。

款12 分担金及び負担金につきましては、保育料の改定などにより、対前年度88万3,000円増額の1億1,344万3,000円を計上いたしております。

款13 使用料及び手数料につきましては、淡輪公民館の使用料の改定、ごみの処分手数料の改定などにより、対前年度305万9,000円増額の1億6,920万7,000円を計上いたしております。

款14 国庫支出金につきましては、障害者自立支援法の完全施行や深日小学校体育館耐震補強経費に係る交付金などにより、対前年度2,055万3,000円増額の1億9,977万3,000円を計上いたしております。

款15 府支出金につきましては、参議院議員、大阪府知事、大阪府議会議員選挙の各執行委託金などにより、対前年度4,468万1,000円増額の3億6,346万8,000円を計上いたしております。

次に、予算書14ページをごらんください。

款16 財産収入につきましては、土地建物売却収入により、対前年度38万8,000円増額の757万円を計上いたしております。

款18 繰入金につきましては、対前年度2億3,007万8,000円減額の1億8,132万4,000円を計上いたしております。当初予算で必要となる財源を確保するため、財政調整基金及び公共施設整備基金等を取り崩すとともに、深日小学校体育館耐震補強経費に充当するため、深日財産区特別会計から、また、介護保険特別会計繰入金に充当するため、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）から、それぞれ繰り入れを行うものでございます。

款20 諸収入につきましては、5億9,484万8,000円を計上いたしております。関西国際空港2期事業の土砂採取跡地の整備事業に係る大阪府受託事業収入の減額、海釣り公園整備

事業に係る宝くじ助成金1億円の減などにより、対前年度2億5,409万8,000円の減額となっております。

款21町債につきましては、2億7,970万円を計上いたしております。対前年度14億220万円の減額となっております。大きな要因は借換債でございます。この借換債を除く対前年度は1億2,300万円の減額となっております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

予算書15ページをごらんください。

なお、詳細につきましては32ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照ください。

款1議会費につきましては、対前年度306万9,000円減額の1億1,197万7,000円を計上いたしております。

款2総務費につきましては、退職手当の増加や各選挙執行経費の増加により、対前年度6,704万1,000円増額の6億7,106万3,000円を計上いたしております。

款3民生費につきましては、扶助費等の増加により、対前年度5,156万8,000円増額の17億6,445万5,000円を計上いたしております。新規事業として、地域福祉計画策定事業、障害者自立支援制度円滑導入経費及び後期高齢者医療広域連合事業を計上いたしております。

款4衛生費につきましては、公害監視センター廃止や塵芥処理費、し尿処理費の減少などにより、対前年度3,709万4,000円減額の5億7,030万6,000円を計上いたしております。

款6農林水産業費につきましては、漁業施設改修負担金の減少などにより、対前年度1,118万1,000円減額の8,522万6,000円を計上いたしております。

款7商工費につきましては、海釣り公園整備事業費の減額などにより、対前年度9,290万8,000円減額の8,538万2,000円を計上いたしております。

款8土木費につきましては、大阪府からの受託事業である関西国際空港2期事業土砂採取跡地の整備事業や下水道事業特別会計繰出金の減額などにより、対前年度2億183万2,000円減額の10億3,687万9,000円を計上いたしております。新規事業といたしましては、府からの受託事業であります特定交通安全施設等整備事業などを計上いたしております。

款9消防費につきましては、前年度消防ポンプ自動車の購入を計上しておりましたので、対前年度2,820万9,000円減額の3億2,270万7,000円を計上いたしております。

款10教育費につきましては、深日小学校体育館の耐震補強関連経費などにより、対前年度623万1,000円増額の5億4,760万円を計上いたしております。新規事業として、幼稚園3歳児保育の実施経費などを計上いたしております。

款12公債費につきましては、歳入と同じく前年度は借換債の計上により、対前年度12億751万1,000円減額の11億8,928万9,000円を計上いたしておりますが、借換債を除けば、対前年度7,168万9,000円の増額となります。

款13諸支出金につきましては、基金積立金の減少により、対前年度3万6,000円減額の11万6,000円を計上いたしております。

款15予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上しております。

以上が平成19年度岬町一般会計予算でございます。

次に、平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書112ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,192万5,000円を計上いたしており、対前年度比12.2%の減となっております。

事項別明細書により、予算の概要を説明させていただきます。

予算書115ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、116ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1諸収入につきましては、貸付対象者からの貸付元利収入といたしまして、999万8,000円を計上いたしております。

款2府支出金につきましては、住宅新築資金等貸付事業府補助金といたしまして、192万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明いたします。

予算書115ページの下段をごらんください。なお、詳細につきましては、117ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1住宅新築資金等貸付事業費につきましては、管理事務経費といたしまして、6万円を計上いたしております。

款2公債費につきましては、地方債元利償還金といたしまして、998万円を計上いたしております。

款3前年度繰上充用金につきましては、平成18年度財源不足見込額188万5,000円を計上いたしております。

以上が平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございます。

次に、平成19年度岬町国民健康保険特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書120ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ27億1,633万8,000円を計上いたしており、対前年度比10.5%の増となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書126ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、128ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1国民健康保険料につきましては、対前年度2,324万1,000円増額の9億86万2,000円を計上いたしております。

款2一部負担金につきましては、前年度と同額の2,000円を、款3使用料及び手数料につきましても、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款4国庫支出金につきましては、対前年度3,958万2,000円減額の7億1,672万7,000円を計上いたしております。

款5療養給付費交付金につきましては、退職被保険者に係る保険給付費の高騰により、対前年度8,337万5,000円増額の5億7,718万6,000円を計上いたしております。

款6府支出金につきましては、対前年度1,885万円増額の1億3,901万7,000円を計上いたしております。

款7共同事業交付金につきましては、平成18年度に創設された国保財政共同安定化事業により、対前年度1億6,685万円増額の2億1,424万9,000円を計上いたしております。

款8繰入金につきましては、対前年度395万3,000円増額の1億6,763万3,000円を計上いたしております。内訳といたしましては、一般会計繰入金1億5,944万7,000円及び基金繰入金818万6,000円となっております。

款9財産収入につきましては、対前年度9万円増額の18万円を計上いたしております。

款10繰越金につきましては、前年度と同額の1,000円の計上をいたしております。

款11 諸収入につきましては、対前年度37万円増額の48万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明いたします。

予算書127ページをごらんください。なお、詳細につきましては、133ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1 総務費につきましては、対前年度207万円減額の4,832万9,000円を計上いたしております。

款2 保険給付費につきましては、対前年度8,406万7,000円増額の18億4,448万2,000円を計上いたしております。

款3 老人保健拠出金につきましては、対前年度1,697万7,000円減額の4億1,286万3,000円を計上いたしております。

款4 介護納付金につきましては、対前年度470万6,000円減額の1億1,819万9,000円を計上いたしております。

款5 共同事業拠出金につきましては、歳入でも申し上げましたが、国保財政共同安定化事業に伴い、対前年度1億8,806万4,000円増額の2億3,546万4,000円を計上いたしております。

款6 保健事業費につきましては、対前年度867万9,000円増額の2,432万6,000円を計上いたしております。主な事業といたしましては、国保ヘルスアップ事業などの継続実施に加え、がん検診等受診者のうち国保被保険者に係る事業費の支援など、医療費削減を図る事業を実施するものでございます。

款7 基金積立金につきましては、対前年度9万円増額の18万円を計上いたしております。

款8 公債費につきましては、前年度と同額の149万5,000円を計上いたしております。

款9 諸支出金につきましても、前年度と同額の100万円を、款10 予備費につきましても、前年度と同額の3,000万円を計上いたしております。

以上が平成19年度岬町国民健康保険特別会計予算でございます。

次に、平成19年度岬町老人保健特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書149ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ22億9,246万6,000円を計上いたしており、対前年度比0.7%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の152ページをごらんください。

歳入歳出の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、153ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1 支払基金交付金につきましては、対前年度6,672万1,000円減額の11億7,966万8,000円を計上いたしております。

款2 国庫支出金につきましては、対前年度3,341万円増額の7億4,107万9,000円を計上いたしております。

款3 府支出金につきましては、対前年度835万1,000円増額の1億8,526万9,000円を計上いたしております。

款4 繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れとして、対前年度850万3,000円増額の1億8,645万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

予算書152ページの下段をごらんください。なお、詳細につきましては、154ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1 医療諸費につきましては、対前年度1,645万7,000円減額の22億9,246万6,000円を計上いたしております。

以上が平成19年度岬町老人保健特別会計予算でございます。

次に、平成19年度岬町下水道事業特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書156ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ7億2,882万2,000円を計上いたしており、対前年比8.4%の減となっております。

第2条の地方債につきましては、予算書160ページ、第2表地方債に掲げております。下水道事業について、地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を5億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の162ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、164ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1 繰入金につきましては、対前年度3,264万5,000円減額の3億2,829万7,000円を計上いたしております。内訳といたしましては、一般会計繰入金2億7,798万2,

000円、下水道基金繰入金5,031万5,000円となっております。

款2町債につきましては、公共下水道事業債の減額などにより、対前年度2,690万円減額の2億2,980万円を計上いたしております。

款3国庫支出金につきましては、対前年度2,000万円減額の5,500万円を計上いたしております。

款4諸収入につきましては、淡輪中継ポンプ場維持管理受託事業収入62万2,000円を計上いたしております。

款6使用料及び手数料につきましては、下水道使用料など9,946万9,000円を計上いたしております。

款7分担金及び負担金につきましては、受益者負担金1,560万1,000円を計上いたしております。

款8財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして3万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明いたします。

予算書163ページをごらんください。なお、詳細につきましては、167ページ以降に記載されておりますので、あわせてご参照ください。

款1総務費につきましては、対前年度1,659万1,000円減額の1億1,305万6,000円を計上いたしております。

款2事業費につきましては、流域下水道事業費といたしまして、対前年度406万円増額の1,082万7,000円、公共下水道事業費といたしまして、対前年度6,789万3,000円減額の2億2,516万9,000円、合わせて2億3,599万6,000円を計上いたしております。公共下水道事業費の減額の主な要因といたしましては、工事請負費や移設補償費の減額などによるものでございます。

款3公債費につきましては、対前年度1,326万3,000円増額の3億7,977万円を計上いたしております。

以上が平成19年度岬町下水道事業特別会計予算でございます。

次に、平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書181ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ2億8,304万1,000円を計上いたしております。

平成19年度より処理場の建築工事が始まりますので、対前年度比40.3%の増となっております。

第2条の債務負担行為につきましては、予算書183ページ、第2表債務負担行為に掲げております。（仮称）小島浄化センター整備事業の1件について、債務負担行為を設定いたしております。

第3条の地方債につきましては、予算書184ページ、第3表地方債に掲げております。漁業集落排水事業について、地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2億6,100万円と定めております。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の186ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては187ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1府支出金につきましては、大阪府漁業集落環境整備事業補助金といたしまして、1億6,204万5,000円を計上いたしております。

款2繰入金につきましては、一般会計繰入金2,139万6,000円を計上いたしております。

款4町債につきましては、対前年度560万円減額の9,960万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

予算書186ページの下段をごらんください。なお、詳細につきましては、188ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款2事業費につきましては、対前年度7,813万6,000円増額の2億7,906万8,000円を計上いたしております。主な事業といたしましては、漁業集落排水工事2億5,376万1,000円、工事支障物件移設補償費839万5,000円などを計上いたしております。

款3公債費につきましては、地方債利子償還金など397万3,000円を計上いたしております。

以上が平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

次に、平成19年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書の201ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ15億5,872万8,000円を計上いたしており、対前年度比0.5%の増となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書207ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、209ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1保険料につきましては、第1号被保険者負担金といたしまして、対前年度427万4,000円増額の2億9,649万円を計上しております。

款3使用料及び手数料につきましては、督促手数料として、前年度と同額の5万7,000円を計上しております。

款4国庫支出金につきましては、対前年度881万2,000円増額の3億4,882万6,000円を計上しております。

款5支払基金交付金につきましては、対前年度697万2,000円増額の4億5,008万1,000円を計上しております。

款6府支出金につきましては、対前年度106万1,000円減額の2億1,566万2,000円を計上しております。

款8財産収入につきましては、基金運用利子1,000円を計上いたしております。

款10繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れとして、対前年度1,056万2,000円減額の2億4,743万円を計上しております。

款11繰越金につきましては、前年度繰越金として10万円を計上しております。

款12諸収入につきましては、8万1,000円を計上しております。

次に、歳出予算の概要を説明いたします。

予算書の208ページをごらんください。なお、詳細につきましては213ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1総務費につきましては、対前年度1,309万1,000円減額の6,159万9,000円を計上しております。

款2保険給付費につきましては、対前年度2,061万8,000円増額の14億4,305万5,000円を計上しております。

款3財政安定化基金拠出金につきましては、介護保険事業計画に基づく介護給付額の0.1%

の拋出率で、154万1,000円を計上しております。

款5地域支援事業費につきましては、対前年度24万6,000円増額の2,853万2,000円を計上しております。

款7基金積立金につきましては、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款8公債費につきましては、一時借入金利子50万円、財政安定化基金からの借り入れに対する償還金2,140万円を計上しております。

款9諸支出金につきましては、介護保険料償還金といたしまして、10万円を計上いたしております。

款10予備費につきましては、前年度と同額の200万円を計上いたしております。

以上が平成19年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

続きまして、平成19年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件について、ご説明いたします。

予算書232ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ1,476万5,000円を計上しております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の235ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、236ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1サービス収入につきましては、国保連合会から支払われる介護報酬の収入を計上しており、対前年度174万6,000円減額の1,447万8,000円を計上しております。

款9繰越金につきましては、前年度繰越金として、28万7,000円を計上しております。

次に、歳出予算の概要を説明します。

予算書の235ページの下段をごらんください。詳細につきましては、237ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款2事業費につきましては、居宅予防サービス等事業経費として、対前年度145万9,000円減額の1,476万5,000円を計上しております。

以上が平成19年度介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算でございます。

次に、平成19年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書239ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ913万8,000円を計上いたしてお

り、対前年度比8.3%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の242ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、243ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1財産収入につきましては、土地貸付収入など303万円を計上いたしております。

款2繰越金につきましては610万7,000円、款3諸収入につきましては、預金利子の1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

予算書の242ページの下段をごらんください。なお、詳細につきましては、245ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1財産費につきましては、財産区管理会費、維持管理費といたしまして725万5,000円を計上いたしております。

款2諸支出金につきましては、基金積立金といたしまして38万3,000円を計上いたしております。

款3予備費につきましては、前年度と同額の150万円を計上いたしております。

以上が平成19年度岬町淡輪財産区特別会計予算でございます。

次に、平成19年度岬町深日財産区特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書の249ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ4,722万3,000円を計上いたしており、対前年度比58.3%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の253ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、254ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1財産収入につきましては、土地貸付収入など2,292万円を計上いたしております。

款2繰越金につきましては、前年度と同額の1,000円、款3諸収入につきましても、前年度と同額の2,000円を計上しております。

款4繰入金につきましては、一般会計への繰出財源といたしまして、深日地区財産区基金繰入金2,430万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

予算書 253 ページの下段をごらんください。なお、詳細につきましては、256 ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1 財産費につきましては、財産区管理会費、維持管理費といたしまして576万8,000円を計上いたしております。

款2 諸支出金につきましては、深日地区財産区基金への積み立て1,565万5,000円、一般会計で実施する深日小学校体育館耐震補強経費に対する繰出金2,430万円、合わせて3,995万5,000円を計上いたしております。

款3 予備費につきましては、前年度と同額の150万円を計上いたしております。

以上が平成19年度岬町深日財産区特別会計予算でございます。

次に、平成19年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書の260ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ1,218万6,000円を計上しており、対前年度比は43.3%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の264ページをごらんください。歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、265ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1 財産収入につきましては、多奈川財産区基金預金利子、土地貸付収入など278万2,000円を計上いたしております。

款3 諸収入につきましては、預金利子、雑入、それぞれ1,000円の計2,000円を計上しております。

款4 繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金といたしまして940万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、ご説明いたします。

予算書 264 ページの下段をごらんください。なお、詳細につきましては、267 ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1 財産費につきましては、財産区管理会費、維持管理費といたしまして、792万7,000円を計上いたしております。

款2 諸支出金につきましては、基金積立金275万9,000円を計上いたしております。

款3 予備費につきましては、前年度と同額の150万円を計上いたしております。

以上が平成19年度岬町多奈川財産区特別会計予算でございます。

次に、平成19年度岬町谷川財産区特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書の271ページをご参照ください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ154万1,000円を計上いたしており、対前年度は同額となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。

予算書の274ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては、275ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1繰越金につきましては153万9,000円を、款2諸収入につきましても、前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして、説明いたします。

予算書274ページの下段をごらんください。なお、詳細につきましては、276ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1財産費につきましては、財産区管理会費、維持管理費といたしまして、104万1,000円を計上いたしております。

款2予備費につきましては、前年度と同額の50万円を計上いたしております。

以上が平成19年度岬町谷川財産区特別会計予算でございます。

次に、平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書278ページをご参照ください。

第2条の平成19年度の業務の予定量につきましては、多奈川平野地区における住宅用地3,679.6平方メートルの売却を予定いたしております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収益的収入として1億9,907万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、営業収益1億9,707万3,000円、営業外収益200万1,000円となっております。

また、収益的支出につきましては、9,113万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、宅地売却現価及び測量登記等一般管理費などの営業費用8,792万9,000円、支払利息などの営業外費用320万2,000円を計上いたしております。

第4条は、一時借入金の限度額を1億9,700万円と定めております。

土地の整理等に鋭意努力し、完成宅地の売却を図ってまいりたいと考えております。

以上が平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算でございます。

最後に、平成19年度岬町水道事業会計予算の件につきまして、ご説明いたします。

予算書の288ページをご参照願います。

第2条の平成19年度の業務の予定量につきましては、給水戸数8,500戸、年間総給水量222万立方メートル、1日平均給水量6,082立方メートルを予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益6億2,809万8,000円、事業費6億3,070万7,000円を計上いたしております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入3,842万5,000円、資本的支出1億9,739万9,000円を計上いたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億5,897万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第6条では、一時借入金の限度額を2億円と定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用できる項目を設定しております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第9条では、たな卸資産の購入限度額を、第10条では、配水管整備事業の施工により取得する資産の予定額をそれぞれ定めております。

以上、平成19年度一般会計予算のほか13会計予算の概要につきまして、ご説明させていただきました。

後日、開催が予定されております各常任委員会に付託されるものと存じます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

長時間どうもありがとうございました。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

休憩いたします。再開は13時、午後1時より、よろしくお願いをいたします。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第8号から第20号までの提案説明は終わりました。

本件につきましては、それぞれ総務文教、事業民生の各常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 55ページの19についてお聞きしたいんですけども、大阪府後期高齢者医療広域連合負担金とありますけども、これは岬町だけじゃなくて、近隣の市町村と一緒にやるんじゃないかと思うんですが、その関連の市町村と、担当の市町村の順番制とか、その辺について、ちょっとお聞きしたいのが1点と、もう1点が、80ページの既存民間建築物耐震診断補助金とありますけども、この補助金の利用件数だけでも結構ですから、教えてもらいたいと思います。

○和田博之議長 白井住民部長。

○白井住民部長 それでは、私の方から、予算書の55ページの大阪府後期高齢者医療広域連合負担金58万4,000円のご質問につきまして、回答させていただきます。

まず、この負担金につきましては、ことしの1月に医療制度改革によりまして、この後期高齢者を対象といたしました医療制度を行う広域連合が発足いたしまして、この広域連合が、今、準備作業を行っております。これの19年度、広域連合が行う人件費並びに事務費の岬町に割り当てられた負担金でございます。この広域連合につきましては、大阪府下の市町村がすべて加入する組織になってございまして、会長につきましては貝塚市、そして事務職につきましては、大阪府の市町村並びに国保連合会等の関係団体の方から構成する事務局を持つてする内容でございます。19年度につきましては、このシステムの準備作業のうち、一番大きなものとしてしましては、組織の立ち上げに伴います、特に保険料賦課の問題とか、そういう問題について処理していただく内容でございます。

以上でございます。

○和田博之議長 松永事業部長。

○松永事業部長 80ページ、19負担金、補助及び交付金の中の既存民間建築物耐震診断補助金の分でございますが、これは、大阪府と岬町とで補助金を出しておりまして、長いことやっておりますが、昨年、1件、民間の住宅が補助、この申請がありまして、行っておりますが、それ以外は、今のところ実績はないです。

○鍛冶末雄議員 結構です。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。田島議員。

○田島乾正議員 当初予算、この部分について、いろいろ目を通したんですけども、自分の委員会の部分については、また担当委員会で質問させていただきます。

総務の部分について、まず説明を求めたい部分と質問の部分がございますので。この歳入の部分で、科目別にずっと見てるんですけども、雑入の部分について、ちょっと、過日から調査しているんですが、わからない部分があります。予算書の29ページの部分、ちょっと見てほしいんですけども。私が意図するものは、今回、歳入の部分の科目の雑入。雑入の中で調べているんですけども、充当されてないので、まず確認します。実は、私が説明求めるのは、昨年、石田町長に質問した部分、記憶あると思うんですけども、町長も。前町長に対する退職金の返還請求の提案、私したところ、石田町長は、請求権が来た時点で請求のいろんな手続をとると、そういうご答弁いただいたので、時期的に、今回、歳入の部分で雑入、おそらくこの返還金というのは雑入の科目に入ると思うので、確認してるんですけど、どうも、その部分が記載されておられませんので、どの科目に入っているのか、まずそれをご答弁いただきたいと思います。

○和田博之議長 竹本企画部長。

○竹本企画部長 田島議員のご質問にお答えします。

元町長の返還金の件でございんですけども、弁護士とも、再三にわたりまして相談いたしまして、先日、本人から分割払いの誓約書を提出していただいたところでございます。今後、債権を保全するために、土地及び家屋に対する担保権を設定することとしておりまして、必要な手続を今行っております。補正予算の計上につきましては、今後、これが完了いたしましたから、補正予算の計上をさせていただくことになると思いますので、よろしくお願いします。

○和田博之議長 田島議員。

○田島乾正議員 こういうことは、私も余り説明求めたり質問もしづらいんですけども。やはり公正・公平な面で、当然、担当の方はすべき問題で、できれば当初予算に計上されてると、私から見たら思ってたんですけども、いまだそれらしき手続が滞っていると。なぜかというと、こういう部分について、当然時効ちゅうもんが成立すると、私なりに思っておるわけですわ。時効が成立してからでは遅いので、できれば、こういうことは、やはり迅速な執行される方が望ましいと思いますので。そして、補正といいますと、今当初予算では間に合わんちゅうことが判明したんですけども。そうすれば、補正といえば、いつごろの時期に補正に計上されるのか、そういう点について、この場をおかりして、ちょっとお約束していただきたいんですけどね。どうですか。

○和田博之議長 竹本企画部長。

○竹本企画部長 お答えいたします。

担保等の設定もございますので、できるだけ早い時期に補正をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○和田博之議長 田島議員、3回目です。

○田島乾正議員 本来ならば金額等を確認すべきものですけども、いろんな個人的な名誉もござい
ますので、金額等もひとつわかった時点で、個人的でも結構です。ひとつ資料提供を求めておき
ますので、ひとつその点よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○和田博之議長 理事者の方は、この件について明確になり次第、議会の方に資料を提出願います。
ほか質疑ございませんか。川端議員。

○川端啓子議員 当初予算に対する大綱的質疑でいいですか。

財政のことなんで、19年度予算も本当にぎりぎりのところで組まれたということをお聞きし
てますし、今回、条例改正を見てても、本当に厳しいということをひしひしと感じます。また、
この基金の状況も、基金も全部取り崩してゼロということで、一番危惧するのが、20年度はど
んなふうにして予算を組むのかなということを一番心配しています。

それと、もう1点、12月議会で、私、定数削減の提案者として提案理由を述べたときに、議
員を削減した経費については、単なる支出の縮減に充てるのではなく、住民に目に見える形で還
元できるよう有意義に使っていただき、岬町の活性化につなげることを要望するものであります
ということで、要望させていただいたんですけども、いうところの議員2名も、これはあくまで
議員が身を削っての捻出したものというたらいいのかな、なりますね。その辺を予算を組むに当
たって、どのように考慮していただけたのかなということをお尋ねします。

○和田博之議長 古田理事。

○古田総務部理事 川端議員からのご質問にお答えいたします。

まず、平成20年度の予算編成はどうするのかといったことでございますけれども、大変厳し
い財政状況は変わってございませんので、現段階では集中改革プランに基づき、着実に改革を進
めて、歳入に見合った歳出となるような町財政の体質改善を図って編成してまいりたいというふ
うに考えてございます。

次に、住民に見えるような形で予算を編成すべきじゃないかというようなご意見につきまして
は、昨日の町長の運営方針でもございましたように、限られた財源をめり張りつけた形で編成す

るという形で編成させていただいたというふうに考えてございます。ですから、議員の歳費で捻出された財源がどの予算に充当されたかということと、個別のこの財源をどこに使ったのかということにつきましては、ちょっとご説明できませんけれども、予算の編成の考え方としましては、以上のような考え方で編成させていただきました。

○和田博之議長 川端議員。

○川端啓子議員 本当に20年度に向けては大変だと思いますけども、またしっかりと、まだまだこの中ででも見直したらいいなと思う部分もありますので、その辺見直していただいて、よろしくをお願いします。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第7号「平成19年度岬町一般会計予算の件」から議案第20号「平成19年度岬町水道事業会計予算の件」までの14件を、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ総務文教、事業民生の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ総務文教、事業民生の各常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長 傍聴の方、ここで電話しないようにしてください。

日程23、議案第21号「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程23、議案第21号、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件について、説明させていただきます。

本件につきましては、同規約を変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により、阪南市及び泉南市と協議するにつき、同法同条第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるもので、提案理由としましては、同規約のうち、審査会庶務の担当を平成19年度から阪南市から泉南市に変更することについて、関係市と

協議するために議会の議決を求めるものであります。

裏面をお開きください。あわせて別紙の新旧対照表もご参照ください。

阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約（案）

変更事項は、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条中に規定されている市、市長名、市議会名を審査会の庶務担当を阪南市から泉南に変更するに伴い、「阪南市長」を「泉南市長」に、「泉南市長」を「阪南市長」、「泉南市」を「阪南市」に、「阪南市」を「泉南市」に、「阪南市議会」を「泉南市議会」にそれぞれ改めるものです。

附則としまして、関係条例等が泉南市の条例等になりますので、その公表すべき内容を第3項に規定し、あわせて施行日を平成19年4月1日とするものを附則に追加しております。

なお、審査会の庶務につきましては、事務レベルでは、今後、3年ローテーションで2市1町が順番で務めるという形で合意に達しております。そのため、今まで平成17年度から阪南市がやっておりましたけれども、今後3年間は泉南市を事務局に、その後3年間は岬町が事務局にいう形で、6年後はまた阪南市に戻るというローテーションになる予定です。

なお、審査会の事務局はそれぞれ各市町が担いますけれども、事務局の場所、審査会の会場につきましては、従来どおり阪南市の旧尾崎保健所で行うことになっております。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 何点かお聞きしたいと思いますけれども。この障害程度区分については、自立支援法の導入に伴うものでありまして、少し今の説明で、私勘違いしていたところがあったのかなと思ったので、1つ目にちょっと確認したいのが、3年ごとに交代していくというご説明だったと思いますけれども、私は、てっきり1年ごとに交代していくものかと思っておったんですけれども。阪南市も3年間、庶務の中心を担ってきたということになるんでしょうか。ちょっとそのあたりをご説明いただきたいというのが1点目と、それから自立支援法については、これまでの応能負担から応益負担にということで大きな転換だったわけですが、この審査会の運営について1つお聞きしたいことがあります。この審査会の中で、適切な審査が行われたかということをお聞きしたいなと思っております。

この審査については、1次審査でコンピュータで審査をして、2次審査にというふうな経緯をお聞きしておりますけれども、導入当初、1次審査と2次審査の結果が大きく違うというようなことが、全国で起こって混乱を招いているということもよく聞いておりましたし、本当に利用者

の立場に立った、公平で現実性に合致した審査が行われていたのかという点で、どのような運営をされていたのか、お聞きしたいと思います。

それから、もう1点、その審査の結果に伴って、必要なサービスが奪われることなく実施されるということが保障されていたのか、この3点について、お聞かせいただきたいと思います。

○和田博之議長 芦田福祉部長。

○芦田福祉部長 中原議員のご質問にお答えします。

1点目の阪南市は3年間やったのかどうかですけども、阪南市はやっておりません。ただ、これは次の議案で出てきますけれども、阪南市、泉南市、岬町が合同でこういう審査会を設定しているのは、それ以前に介護保険の認定審査会がございました。その後に障害程度区分ということで、昨年4月に発足したんですけども、同じようなローテーションで回そうということで、これは阪南市は3年間回ってませんけれども、一応これから3年ローテーションで行こうという形になっております。

それから、当審査会の運営で適切な審査が行われているのかどうかということですけども、確かに初めてのことで、いろいろ年度当初は混乱があった。ここはどういうふうにしたらいיןやという形で、その審査会の中で委員さんたちが協議をして決めていくという形でありました。ただ、審査会の委員さん自身、医師会の代表、歯科医師会、それから福祉関係者、障害者の生活等に精通している福祉関係者等で構成されておりますので、そこで協議をし、決めていったということで、適切に行われてきたというふうに思っております。

あと、結果なんですけれども、利用者が障害程度区分に応じて適切なサービスが受けられるかということですけども、介護保険の認定介護度は、そこで決まりますと、利用の上限額が、これは法律で定められておりまして、自動的に決まります。ただ、障害者の給付につきましては、障害程度区分はそれ以外のさまざまな生活の状況、介護の状況あるいは本人を取り巻く状況、あるいは本人の状況等を含めて、総合的に給付を決めるという形になっておりますので、当然、本人と調整をしながら、給付の内容を決めていくということで、本人にとっても適切なサービスが提供されているというふうに考えております。

以上です。

○和田博之議長 中原議員。

○中原 晶議員 最後のご説明で、総合的に給付を決めていくと。介護保険とは違うというお話でしたけれども、そういう点では、サービス自体は保障されるかもしれませんが、障害が重ければ重いほど応益負担ということで、実際の負担は膨れ上がっていくということになるのでは

ないかなと思うんですけども、実際の負担については、どういう実態になっているかお示しいただけますでしょうか。

○和田博之議長 芦田福祉部長。

○芦田福祉部長 実際の負担については、これは介護保険と同じで、障害者についても1割負担という形で、昨年、自立支援法で導入されました。これには、やはり理念的な問題として、障害者の福祉について負担を求めるのかどうかということが適切かどうかということで、かなり議論があったことは事実であります。ただ、法律施行後におきまして、厚生労働省もさまざまな配慮をして、その1割負担といっても、その上限額、その人の収入に応じて上限額を設定したりしてきましたし、ことしの12月には、さらにその上限額を4分の1程度に縮減するという措置をとってきております。そういう形で、利用者の方につきまして、できるだけ負担がかからないようにという配慮をしているところであります。

以上であります。

○中原 晶議員 結構です。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず最初に、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 反対討論をいたします。

先ほどいろいろお答えいただきましたけれども、今回、この規約の案については、実務が阪南市から泉南市に移されるという事務的なことではありますけれども、応能から応益へという自立支援法は全く本質的には変わっておらないわけでして、先ほどのお答えで、さまざまな配慮もされた。これは当然、障害者団体ですとか、いろんなところからの運動や働きかけがあって、少しずつ是正されて、そのことによって、町の職員の皆さんも制度上の変更でご苦労もされているところだと思いますけれども。基本的に応益負担ということで、本質が変わっていないくて、障害者の自立や社会参加を妨げるという結果をもたらしていると考えております。この案については、その法律の具体化でありますので、反対といたします。

以上です。

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第21号「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第21号は可決されました。

○和田博之議長 日程24、議案第22号「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程24、議案第22号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件について、説明させていただきます。

本件につきましては、同規約を変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により、阪南市及び泉南市と協議するにつき、同法同条第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるもので、提案理由としましては、同規約のうち、審査会庶務の担当を平成19年度から阪南市から泉南市に変更することについて、関係市と協議するために、議会の議決を求めるものです。

裏面をお開きください。あわせて別紙の新旧対照表もご参照ください。

阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約(案)

変更する項目につきましては、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条中に規定されている市、市長名、市議会名を審査会の庶務担当を阪南市から泉南市に変更するに伴い、「阪南市長」を「泉南市長」に、「泉南市長」を「阪南市長」、「泉南市」を「阪南市」に、「阪南市」を「泉南市」に、「阪南市議会」を「泉南市議会」にそれぞれ改めるものです。

附則としまして、関係条例等が泉南市の条例等になりますので、その公表すべき内容を第3項に規定し、あわせて施行日を平成19年4月1日とするものであります。

なお、審査会の庶務につきましては、今後、3年ローテーションで2市1町が順番で担当する

予定であります。ただし、審査会の事務局の場所、審査会の会場につきましては、従来どおり、阪南市の旧尾崎保健所に変更はございません。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 審査会の運営について、ここでもお聞きしたいと思います。

1点目は、審査が適切で、利用者の実情に合致したものであったかという点です。

2点目に、それとかかわりますけれども、介護度が実態に合わないで、必要なサービスの事実上の取り上げのようなことは起こっていないのかということが2点目であります。

3点目に、以前から介護認定に時間を要するということで、窓口にもいろんな苦情も寄せられていると思いますけれども、私のところへも、まだ介護認定の結果が来ないんやという相談の声が寄せられることがあるんですけれども、そのあたりは解消されておるのでしょうか。

その3点について、お答えください。

○和田博之議長 芦田部長。

○芦田福祉部長 中原議員のご質問にお答えします。

まず、運営が適切に行われているのかどうかということですが、これは適切に行われているというふうに考えております。

利用者の実情に合ったということですが、これは調査をし、その調査に基づいて介護度を決定します。利用者が介護度に応じて、どのようなサービスを使うかというのは、ケアマネジャーの方と本人が話し合って決めますので、介護認定が利用者が要望しているサービスにそのまま直結するかどうかということは、またこの介護認定度が決まった後のサービスの使い方という形になると思います。

それから、介護認定が実情に合わない、あるいはサービスが利用できないような、そういうような事態がなかったのかということですが、これは、現実には起こっている問題は、平成18年度の制度改正で、これまで要支援、それから、その上に要介護度が1から5までというのが、旧来の制度でありました。平成18年度の制度改正に伴いまして、要支援を1と2に区分しました。区分したんですけれども、要介護度1の方については、要支援2と要介護度1のいずれかになるという形になりました。このため今まで要介護度1の方が要支援2になりまして、そのためにベッドと、介護度1以上の方に使われるサービスが使われなくなったという話は、年度当初に幾らか

あったことは事実であります。

これは私たちだけの問題ではなくて、全国的な問題でありますので、厚労省の方としても、要支援2の方につきましても、特定の項目に該当すれば、それらのサービスを使われるようにという形で、平成19年度の改正に向けて、現在準備しているというふうに聞いております。

それから、審査会の認定の時間ですけれども、これは基本的には、申請後1カ月以内ということですが、どうしてもおくれが生じております。一番の問題は、申請から岬町の職員が認定調査、実際に自宅の方にお伺いして調査をするということにつきましては、できるだけ早くやっているんですけれども、それとともに、お医者さんの意見書を添付して、あわせてこの審査会の事務局の方に送付する。受けた審査会の事務局の方が、それをまとめまして、各審査会の委員さんの方に1週間前に送るという日程になっております。そのため市の意見書がおくれますと、どうしても長引いてくるということで、そのおくれについては、できるだけお医者さんの方に協力を引き続き求めているところであります。

それから、特に、この2月におくれが目立ちました。2月にする予定の認定審査が3月にずれ込んだということがあります。これは、うちの方から阪南市の事務局の方に送るコンピュータが壊れて、そのため1週間程度、うちの方からデータを送ることができなかったということがありまして、そういう突発的な事件のためにおくれたということがあります。

以上でございます。

○中原 晶議員 結構です。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 それでは、次に原案賛成の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 今いろいろお答えいただいた中で、賛成するのにも悩ましい点もありましたけれども、この介護保険制度そのものですとか、特に先ほども言われましたけれども、平成18年度からの制度改正です。改正というか、改悪と思っておりますけれどもね。この中身で賛成できる要素は全くないと考えておりまして、先ほど、ベッドや車いすの取り上げの話、少し触れられておりましたけれども、今後一定の改善も図られる見込みもあるというお話でしたが、サービスを

奪うという点で、負担を重くしながらサービスを奪うという点で、賛成できないと基本的には考えておりますけれども、町職員の皆さんが、制度上の限界の中でも、利用者本位のサービスに尽力をされておるといこともよく承知しておりますし、利用者の皆さんからも、実際の生活では助かっているという声も多々耳にしております。

また、直接の被害の訴えが今のところ、私のところへは入ってきておらないということもありますので、今回は利用者の皆さんの実態に見合う形で、適切と考えているというお話でしたので、これまでどおり適切に運用していただくということを強く要望いたしまして、賛成いたします。

以上です。

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第22号「阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する協議の件」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第22号は可決されました。

○和田博之議長 日程25、議案第23号「町道路線の認定の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 日程25、議案第23号、町道路線の認定の件について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、道路法第8条第2項の規定によりまして、町道路線の認定を行う必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、裏面の新規町道認定調書をごらんください。

路線番号1204、路線名、美崎苑西2号線、この路線につきましては、町道畑山線みさき公園南海電車の高架を越えて、アララギ歯科の隣接する開発の道路でございます。

続きまして、路線番号1205の美崎苑北4号線から路線番号1207の美崎苑北6号線までの3路線は、町道畑山線祇園橋からみさき公園より少し行った海側の開発の道路でございます。

続きまして、路線番号1208、路線名、本郷東1号線、この路線につきましては、国道26号、川村石油、今、ローソンがあったとこの山側の開発の道路でございます。

続きまして、路線番号1209、路線名、愛宕1号線から路線番号1213の愛宕5号線までの5路線につきましては、町道くれない橋線、海風館、海洋センターへ行く道から右側の南海電車との角にある開発の道路でございます。

以上、新規町道認定調書に掲載の計10路線でございます。いずれも宅地開発により、開発者より町道として移管を受けたものでございます。

本件につきましては、事業民生常任委員会に付託の予定と聞き及んでいます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「町道路線の認定の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長 日程26、議案第24号「工事請負契約締結の件（（仮称）観光交流センター新築工事）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程26、議案第24号、工事請負契約締結の件（（仮称）観光交流センター新築工事）について、説明いたします。

多奈川小島地区に（仮称）観光交流センター新築工事の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この工事につきましては、2月16日、入札執行でございます。入札の方法としましては指名競争入札で、契約金額8,137万5,000円、うち消費税及び地方消費税が387万5,000円でございます。

本日、お手元に参考資料として配付をさせていただいておりますので、あわせてご参照願います。

契約の相手は、大阪市西区立売堀1丁目3番13号、名工建設株式会社大阪支店、執行役員支店長 加藤雄三でございます。

工事場所につきましては、お手元の別紙資料1の図面及び3枚目の入札結果経過調書をご参照ください。多奈川小島455番地の1等において、（仮称）観光交流センター新築工事を行うもので、工期につきましては、議会の議決の日から平成19年9月28日まででございます。

なお、工種区分といたしましては、建築工事でございます。

次に、工事概要でございますが、敷地面積636.30平方メートル、延べ床面積220.11平方メートル、構造・階数につきましては、鉄骨づくり2階建てでございます。工事の内容としましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、浄化槽設置工事、その他関連工事1式でございます。

なお、入札業者名は、有限会社玉置建設、丸正建設株式会社、佐伯工業株式会社、志真建設株式会社南大阪支店、名工建設株式会社大阪支店、大木建設株式会社大阪支店、コーナン建設株式会社、東洋建設株式会社大阪本店の8社でございます。

入札内容としましては、8社のうち4社が辞退し、1社が予定価格をオーバーして失格となっております。

次に、予定価格は、消費税及び地方税抜きの8,000万円で、落札率としては96.88%となっております。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 何点か質問をさせていただきます。

ごめんなさい。ちょっと聞き逃してたかもしれないんですけど。今のお話の中で、もし落札率おっしゃっておられたら、ちょっと聞き逃してたようなので、もう一度おっしゃっていただきたいというのが1点と、それから入札の結果について、今お話いただいたんですけども、その中身について、ご質問したい点がございます。

1つはですね、佐伯工業株式会社というところですけども、ここは失格になっていると。これは入札予定価格を上回る金額で入札をしてこられたということでありますけれども、別に、そやからその会社がどうかね、そういうことにはなりませんけれども、そういうことは多々起こり得ることなのかどうなのか、ちょっと疑問がありまして、普通入札しようかという会社は、工事予定価格等事前公表用調書というのを見て、おそらく入札してこられるのではないかなと思いましたがもので、予定価格をごらんになった上で、予定価格を上回る金額を入札額として書かれるというのは、少し疑問に感じておりますので、そういうことがこれまでにあったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、今回は、辞退が8社中4社ということになっておりますけれども、この4社について、今回、この観光交流センターの入札に関してのみお聞きしたいと思いますけれども、この4社について、これまでも辞退されたということがあるのかどうか。初めての辞退であるとするならば、そういうこともあるのかなと思いますけれども、何回も重ねて辞退をされるようであれば、これは指名競争入札とか行政に対する信頼性ですね、このあたりに問題が生じてくるのではないかなというふうに感じておりますので、今回、この4社について、これまでも辞退されたことがあったのかどうか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○和田博之議長 中口総務部長。

○中口総務部長 中原議員の質問にお答えいたします。

○中原 晶議員 済みません。もう少し大きな声でお願いできますか。済みません。

○中口総務部長 まず、落札率でございますが、96.88%でございます。

次に、まず失格者の件でございますが、今、中原議員が言いましたように、予定価格については公表しております。ただ、この社においては町外業者なので、その辺、公表している掲示板等々見落としたんではないかということとか、また、社として、この物件に対して、この金額をもっていかなければ施工はできないというように見積もりしたんかも、予想ですけども、そういうことも考えられます。

次に、辞退の件でございますが、辞退においては、その社において、他の物件を重複して施工しておる場合、基本的に辞退はあり得る話でございまして、今までの入札においても、辞退者、辞退の会社においては、その辺の配置技術者とか、もろもろの自社の施工体制等々勘案して、辞退の申し出をしてくるケースがございます。なお、この辞退については、今後、指名停止とか、何らかの罰則を与えるとか、そういう制度は設けておりません。

○和田博之議長 補足ありますか。総務部長。

○中口総務部長 若干補足させていただきますと、辞退者においては、町内業者においては別ですけども、町外業者においては、当然、貴重な工事の発注ですから、次回の指名については指名回避、指名を避けるという措置をとっておるところでございます。

以上です。

○和田博之議長 理事者の補足ございませんか。よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。中原議員、よろしいですか。

○中原 晶議員 お答えになっていただいてないものが。

○和田博之議長 どこかな。

○中原 晶議員 失格ということが、入札予定価格より高い額で入札。

○和田博之議長 それは1番目に答弁しました。

○中原 晶議員 そうということがよくあるのかという。

○和田博之議長 今まであったかどうか。中口部長。

○中口総務部長 失礼しました。

先ほどの中原議員の多々あったのかということですけども、多々ではなく、あり得る話でありまして、毎回毎回ということではありません。

○和田博之議長 過去にもあったということですか。過去にもあったんかということ。

○中口総務部長 その辺、過去には私の記憶ではありません。

○和田博之議長 その件調べてくれますか。この件につきましては、それ調べて、答弁して頂けますか。

ほか質疑ございませんか。

中原議員の質疑につきましては、この後答弁します。

それ以外につきまして、今、質疑を受けたいと思います。田島議員。

○田島乾正議員 今回、指名入札の中で、中原議員も質問の中で、辞退と失格と、今回かなりの辞退者が多いと、失格も含めてですね。結局3社で今回の落札のあれですけど、96.88%の落札率と。これは別にとやかく言いません。

これに関して、これは大阪府の受託事業の一環の事業と思うんですけども、この積算は府がやったんですか、町がやったんですか。その点ちょっとご答弁。

○和田博之議長 松永事業部長。

○松永事業部長 この観光交流センターは、岬町で設計いたしておりまして、発注の中に、図面の中にございますが、浄化槽の部分は大阪府のものでございまして、うちが受託して、一緒に発注

して管理していくという形になっておりまして、建物はうちで積算・設計をしております。

○和田博之議長 田島議員、よろしいですか。

○田島乾正議員 結構です。

○和田博之議長 それでは、ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 なければ、暫時休憩いたしたいと思います。その席で休憩をお願いいたします。

トイレへ行く方はどうぞ行ってください。休憩いたします。

資料が出次第、再開いたしますので、よろしくお願いします。休憩します。

(午後1時55分 休憩)

(午後2時05分 再開)

○和田博之議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁願います。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 中原議員の質問のうち、過去に失格業者、失格物件があったかどうかということで、平成13年度以降を調べたところ、平成14年に執行しました公共下水道汚水管埋設工事におきまして、1社、予定価格をオーバーした、札を入れた社が1件ございました。

以上です。

○和田博之議長 中原議員。

○中原 晶議員 資料の要望もここでお伝えしてもいいんですか。

○和田博之議長 いいですよ。

○中原 晶議員 資料を請求しても、総務文教でしか出されへんということでしょうけれども、いただきたいと思いますので、この場で資料を、もう1種類というか、今のはお聞きしたのでそれで結構です。

資料を請求したい点についてですけれども、先ほど、中口部長の方から、辞退について、町内業者の場合は重なっていて、人員の配置だとか、いろんな辞退の理由は、その会社にしかわからんというか、そういうことでしょうけれども、部長の予測の範囲でということで、工事が重なっていて、こっちは事業ができないというふうに判断するということもあるかもしれませんというお話がありましたけれども、そういう事実があるのであれば、そういうものがわかる資料をいただきたいなと思っておるんです。要するに、例えば1番の有限会社玉置建設、辞退されておりますけれども、ここが同時期によそで事業をしているかどうかとか、そういうことがわかるものが

あれば、資料として提出していただけたらと思いますが。

○和田博之議長 中口総務部長。

○中口総務部長 先ほどの中原議員の質問でございますが、あくまでも辞退については、その社から辞退届けというものが出てくるだけで、辞退内容については、その社からは具体的な内容は出てこないで、わからないということでございます。

先ほど、私の方から言わせてもうたのは、どういう場合が考えられるかということで、主な2点ほど考えられるのではないかとこのように申し述べさせていただきました。

以上です。

○和田博之議長 部長、辞退企業がほかに仕事を持っているかどうかというのは、調べようがないいうことやな。

○中口総務部長 そうです。

○和田博之議長 それちょっと言うといて。次に、資料を出せと言ってるけど、それは資料出えへんいうことやな。

○中口総務部長 明確にお答えしますと、資料は出せませんということでございます。

○和田博之議長 中原議員、よろしいですか。3回目です、今度で。

中原議員。

○中原 晶議員 資料は完全に正確なものは出されへんのが当然やろうというふうに思っておりますけれども。言うたら、ある1社が岬町ばかりで仕事してるとは限らへんし、入札に全部かわってくるような事業をされているかどうかはわからへんし、すべてにおいて、ある会社についてつかむことは至難のわざだと思いますので、難しいかなと思いましたので、資料は結構です。私なりに今後また気をつけて、調査も含めてしていこうかなと思っておりますので、またお聞きしたときはご協力よろしくお願いします。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。田島議員、2回目、どうぞ。

○田島乾正議員 中原議員が辞退の理由を聞いているんは、大体意味がわかるんですわ。今回、辞退が多いと。失格も1個あったと。こういう8社の中で4社でやっておると。その中で失格が1個ある。結局3社でやったちゅう感じになってきますわな。この部分について、入札のやり方については妥当であるんかないんかちゅう、そういう見解ですなわ。本来なら多いほどよろしい。だんだんだんだん小さくなってやる事態が、本当に本来の競争入札かと。この部分ですが、それで3社でも、それは十分有効ですよ。しかし、担当としてはどうですか。辞退が多い中で、これをやるちゅう自体、入札自体が本当にいいのか悪いのか、そういうふうな見解、ちょっとご答弁

欲しいんですけどね。別に有効ですよ、有効ですけども、入札自体が妥当なものかちゅうことですね。

○和田博之議長 中口総務部長。

○中口総務部長 田島議員の質問でございますが、結果として、この数社になったわけでございますが、指名に当たりましては、以前の事件を受けまして、できるだけ多くの社で入札しようということが前提でございます。その中で、違うランクといいますか、レベルのランクの余り激しく社を入れたとしても、これは適正な執行とは言いませんので、その辺、十分、結果として、先ほども言いましたように、数社になりましたけども、指名するに当たっては、指名審査会等で審議していただきました。その結果、本来、今回指名させていただいた業者が業者数ということに決まったところでございます。

今後、ご指摘の点については、当然、我々執行担当としても十分配慮、注意していかなければならないところではないかというように考えています。

以上です。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 先ほど、入札について、いろいろご回答いただいたところでございますけれども、それとは別に、この海釣り公園にかかわる問題については、かねてから採算性の問題に疑問があるというふうに考えていたところでありまして、その後、採算性の見通しの出るというふうに感じられるような新たな方向性も示されていないというふうに感じておりますので、それが1つの大きな反対の理由であります。

もう1つは、先ほどからお聞きしてきた入札の結果について、決して決めつけるわけではありませんが、この結果を見せていただいて、明朗とは考えにくい点が多々ありまして、指名届を出している業者が、行政に対して軽んじた考えをお持ちなのかなという信頼性に欠くような、そういうことを疑ってしまうような結果になっているという点ですとか、見せかけの入札の公正さを装うような数合わせが疑われかねないという印象を持っておりまして、また落札率についても96.88%とお示しがございましたけれども、一般的には95%を超えたら談合の疑いがあると言われていた。オンブズマンなんかでは90%以上の落札率であれば、談合と推定されると

というような話をしている中で、さまざまな面で疑わしいという印象がぬぐい切れないというもの、
わずかな理由として上げておきたいと思います。

以上です。

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第24号「工事請負契約締結の件（（仮称）観光交流センター新築工事）」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第24号は可決されました。

○和田博之議長 日程27、議案第25号「工事請負契約中変更の件（小島漁港漁業集落排水第1期工事）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程27、議案第25号、工事請負契約中変更の件（小島漁港漁業集落排水第1期工事）について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、本工事は、現在施工中でございますが、工事内容の一部変更により、契約金額の変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事については、平成18年度6月16日議決に係る小島漁港漁業集落排水第1期工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結するものでございます。

契約金額、変更前は1億27万5,000円、うち消費税及び地方消費税が477万5,000円を、変更後、1億107万4,050円、うち消費税及び地方消費税481万3,050円に変更するものでございます。

契約の相手は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の12、芳山建設株式会社、代表取締役 芳山龍二でございます。

工事場所につきましては、別紙資料番号2の図面をご参照ください。黒色の部分が当初工事箇所、赤色の部分が変更工事箇所になります。主な変更内容としまして、本工事における公共汚水柵の設置につきまして、当初設計では、家屋の水回りや土地の利用形態を考慮したものとしておりましたが、工事施工に当たり、家屋所有者または土地所有者と現地確認を行ったところ、設置位置の変更及び新たな公共ます設置の必要が生じたので、工事延長を20メートル延長し、公共汚水ます設置数を10個追加するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 これは本当でしたら、委員会の中でいろいろ話ができれば、細かいことがより詳細にわかるのかなと思いますけれども、付託がありませんので、この場でお示しいただきたいと思いますけれども。

先ほど、工事の変更についてのご説明がされましたけれども、家屋所有者との話し合いとか現地調査の結果で変更が生じたということなんでしょうけれども、そのことは計画段階で見通せなかったのかというのが1つ疑問に感じる点でありますので、そこをわかりやすくお話いただけると幸いです。

○和田博之議長 末原上下水道部長。

○末原上下水道部長 中原議員の質問にお答えいたします。

設計段階ですべてわかれば、町の方とすれば非常にぐあいがいいんですけども、現実的には、まず土地の所有者とか家屋の方に、設計段階で、ますの位置について協議をする必要が生じます。しかし、また施工時に、1年後に、また土地の所有者がかわっているとか、そういう場合もありますので、再度現場に入ったときに、ますの位置を確認することになります。したがって、住民の方には、2回ご足労を願うというような内容になります。

それと、あと設計で、すべてできないかということになりますと、現実的には、土地の所有者と会う機会というのは、工事現場に入れば、長い期間会うことが可能になります。地元業者さんになりますので、例えば夜でも、休日でも会えると。ますの位置も、実際にその場所に立ち会って、要望の位置を本当に工事業者として施工できるかどうかの判断もできますので、代替の案も提示できると。そういう意味を含めると、やはり現地で立ち会うのが一番であると。住民のサービス向上につながると考えておりますので、ますの位置については、やはり設計段階ではなく、現地に入った時点で変更していくと、こういうことで住民サービスの向上につながると考え

ておりますので、今回、変更のご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○和田博之議長 中原議員。

○中原 晶議員 今、お話をお伺いしまして、実際に住んでおられる方の要望もよく聞いていただ
いての結果であるという印象を受けましたけれども、今後、計画がずさんだという印象を与えな
いような形で運営していただきたいなと思います。

1点お聞きしたいのは、1期工事については、工期が3月20日までとなっておりますけれど
も、変更はわずかなのかどうなのか、ちょっと私素人なのでよくわからないんですけども、工
期には間に合うのかどうか、その1点だけお答えいただけますでしょうか。

○和田博之議長 末原上下水道部長。

○末原上下水道部長 工期の件について、お答えいたします。

今回の変更については、量的には延長20メートルほどの追加と個々のますを、路線を施工す
るときに順次やっておりますので、工期については十分完了できると考えております。

以上です。

○和田博之議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 反対討論、賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第25号「工事請負契約中変更の件（小島漁港漁業集落排水第1期工事）」を起
立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第25号は可決されました。

○和田博之議長 日程28、議案第26号「工事請負契約中変更の件（多奈川東畑地区土砂採取跡
地水路等整備工事（その3）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程２８、議案第２６号、工事請負契約中変更の件（多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事（その３））について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、本工事は、現在施工中でございますが、工事内容の一部変更により契約金額の変更が生じたため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事については、平成１８年度９月２２日議決に係る多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事（その３）の請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結するものでございます。

契約金額、変更前は７，２７６万５，０００円のうち消費税及び地方消費税３４６万５，０００円を、変更後、１億１，２４７万６，０００円、うち消費税及び地方消費税５３５万６，０００円に変更するものでございます。

契約の相手は、大阪府泉南郡岬町淡輪２５３２番地の１、株式会社松建興業、代表取締役 松尾敏生でございます。

工事場所につきましては、別紙資料番号３の図面をご参照ください。場所としては、中央左寄りの部分の黒い太い横線のところでございます。

主な変更内容としましては、本工事に着手したところ、排水施設整備に伴う掘削を行う土質が、当初設計したものと差異があったため、掘削工法の変更を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。谷本議員。

○谷本 貢議員 請負契約の一部変更にしては、変更金額が少し大き過ぎるように思います。７，２００万円の工事が、工事内容を一部変更することで１億１，２００万円ということは、３，９００万円も増額されておるんです。この増額された理由をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○和田博之議長 松永事業部長。

○松永事業部長 ご説明申し上げます。普通、工事につきましては、大体１．２倍ぐらいが想定される最大というふうなことも一般的には言われておりますが、この工事につきましては、ご案内のとおり、大阪府からの受託事業でございまして、この後のその４の部分も同様でございまして、大阪府から受託した排水管、今、中口総務部長がご説明申し上げました排水管、地面の中に排水管を入れる、または大きな側溝をやりかえるという、新設するという工事でございます、

設計につきましても、平成17年度、昨年の今ごろ、大阪府がコンサルタントに発注いたしまして設計いたしました。

土採り工事がまだ完了しておりませんでしたので、地盤の中の岩の推定線をきちっと想定することができませんでした。設計では、砂質土ですね、埋め戻した土砂というような考え方で設計されておりまして、それで、現実には現場へ行って掘りますと、硬岩が出てきたということで、本来であれば、JVの方からきちっとした資料が提出されれば、こういうことはございませんでした。そういう資料がきちっと出てくるのが昨年の10月ということでございましたので、現実的には、問い合わせ等では対応したつもりなんです。現実的には岩の推定線が全然合ってなくて、土砂であるというふうにして掘ったら、硬岩のかたい間知石ができるような岩が出てきたので、発破等を使って掘削をしたということで、これだけ大きな変更になったということでございます。

以上でございます。

○和田博之議長 谷本議員。

○谷本 貢議員 状況については大体わかってきましたが、現場の状態をもう少し把握しておれば、こういうことはなかったと思うんです。この工事現場は、土砂採取の跡地なんですね。今初めて掘削する現場ではないです。1回掘ったところなんですからね、もう少し現場を見ておけば、こういうことはなかったと思います。また、この工事の設計、府でしたということですが、いずれにしてもですね、現場をよく見ておれば、こういうことはなかったし、この工事の設計金額の設定は物すごく甘いような感じを受けます。幾ら府の受託事業といっても、府民の大事な税金を使うんですから、もう少し設計の段階から厳しくやっていただきたいと、かように思います。これは要望でとどめておきます。

○和田博之議長 ほかがございせんか。田島議員。

○田島乾正議員 今、谷本議員と同じような意見ですけども。この部分ちゅうんは、昔から歴史があるんですわ。採石場いうてね、今、部長言うたとおりの、硬岩の山です。そういう府のコンサルが設計するに当たって、当然、昔は、そこはみんな間知石いうて、石をとってたとこです。硬岩出てきたというのは当然ですね。砂岩じゃないんですよ。それわかってながら、平成18年9月22日に工事を締結して議決してると。当然、その前に積算する前に、当然わかってることですわ。余りこういうことを言うたら、何でやと言いたなってくるわけですね。

幾ら府のインフラ整備の中の受託事業といえども、やはり府民税も払っているんですからね。やはり税でやってますんやから。幾ら府の受託事業で、町単費の金使っていないからじゃなしに、

これは皆税で物をやって、税で賄ってますんやから、こんなもん当然、あの山も石山からやね。石山から硬岩出ましたと、こんなん理由になって一部工事変更いうたら、何もかも変更、次の27号についても500万前後の工事変更ですな。同じインフラ整備事業ですな。これぞろぞろ一部変更、一部変更ばかり出ているんですな。こういうふうなこと、ほんまにこれからやはり当初の段階で、もう少し設計、発注、そういうことをしていただきたいなと。そういうことで、反対はしませんけど、苦言を呈しておきますわ、この場をかりて。

○和田博之議長 要望でよろしいな。

○田島乾正議員 要望というよりも、苦言を呈しておきます。

○和田博之議長 ほか質疑ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 先ほどのご説明です、掘削方法を変更せなあかんというご説明があったと思うんですけども、私は工事は素人なんでわかりませんが、もしかしたら、かたい岩を掘っていくのに、そのための必要な機材が要るとか、この事業についても、工期が間に合うのかということをひとつお聞かせいただきたいと思います。5月31日までということで議決しているわけですが、土の質が思っていたのと違ったということで、工期の方は間に合うのかということをお聞かせください。

○和田博之議長 松永事業部長。

○松永事業部長 お答えいたします。

工期の方は、問題なく工程どおりに進んでおります。

○和田博之議長 中原議員、よろしいですか。

○中原 晶議員 はい、結構です。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 反対討論、賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第26号「工事請負契約中変更の件（多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事（その3）」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第２６号は可決されました。

○和田博之議長 日程２９、議案第２７号「工事請負契約中変更の件（多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事（その４））」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程２９、議案第２７号、工事請負契約中変更の件（多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事（その４））について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、本工事は、現在施工中ですが、工事内容の一部変更により、契約金額の変更が生じたため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事については、平成１８年９月６日議決に係る多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事（その４）の請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結するものでございます。

契約金額、変更前は４，９３５万円、うち消費税及び地方消費税２３５万円を、変更後、５，４６７万３，５００円、うち消費税及び地方消費税２６０万３，５００円に変更するものでございます。

契約の相手は、大阪府泉南郡岬町深日３３６０番地の２、株式会社南進建設、代表取締役 村山宣博でございます。

次に、別紙資料番号４の図面をご参照ください。工事場所につきましては、中央の黒い太い縦線のところでございます。

主な変更内容としては、本工事に着手したところ、先ほどの工事物件と同様でございますが、排水施設整備に伴う掘削を行う土質が、当初設計したものと差異があったため、掘削工法の変更を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原議員、質疑どうぞ。

○中原 晶議員 理由については、先ほどと同じ理由だというふうにお聞きいたしました。この件についても工期に問題がないか、それだけお答えいただけますか。

○和田博之議長 松永事業部長。

○松永事業部長 工期は問題なく順調に進んでおります。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 反対討論、賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第２７号「工事請負契約中変更の件（多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事（その４）」）を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第２７号は可決されました。

○和田博之議長 日程３０、議案第２８号「工事請負契約中変更の件（公共下水道汚水管理設工事（２２－７）」）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程３０、議案第２８号、工事請負契約中変更の件（公共下水道汚水管理設工事（２２－７）」）について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、本工事は、現在施工中でございますが、工事内容の一部変更により契約金額の変更が生じたため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本工事につきましては、平成１８年９月２２日議決に係る公共下水道汚水管理設工事（２２－７）の請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結するものでございます。

契約金額、変更前は５，６７０万円、うち消費税及び地方消費税２７０万円を、変更後、６，０５４万９００円、うち消費税及び地方消費税２８８万２，９００円に変更するものでございます。契約の相手は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川１９１４番地の１、関口建設株式会社代表取締役 関口 守でございます。

工事場所につきましては、別紙資料番号５の図面をご参照ください。黒色の部分が当初工事箇所、赤色に塗っている部分が変更工事箇所になります。

主な変更内容としては、本工事における公共汚水ますの設置につきましては、当初設計では、

家屋の水周りや土地の利用形態を考慮したものでしていましたが、工事施工に当たり、家屋所有者及び土地所有者と現地確認を行ったところ、設置位置の変更及び新たな公共汚水ます設置の必要が生じたので、工事延長を35.9メートル延長し、公共汚水ます設置数を43カ所追加するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 理由については、先ほどお示しいただいたのと同じような理由であったかとお聞きしておりますが、何点かお聞きしたいんですけれども。まず、1点ですね、今回は変更に係る議案でありますけれども、初めの入札のときは、これは低入札ということで間違いないでしょうか。その点を、済みません、お願いします。

○和田博之議長 理事者、答弁願います。南副理事。

○南総務部副理事兼総務法制課長 この工事につきましては低入札でございました。

○和田博之議長 中原議員。

○中原 晶議員 当初、入札結果が示されたときは、特に低入札については、私も議会の場でもお聞きしなかったんですけれども、そのときから、さらに事業の内容と請負契約が、金額が変更されるということで少しお聞かせいただきたい点がありますけれども、低入札の場合は、いろいろと調査基準価格というのが、まず公表されておるわけで、そこより低い金額で落札があった場合に低入札ということで、悪い話すれば、手抜き工事が行われる可能性があるかもしれないとか、そういうことで、いろんな調査をされるように聞き及んでおるわけなんです。

当時、おそらくこの低入札に関して調査をされたと思いますけれども、現段階でその詳細についてお示しいただかなくても結構ですが、制度上の問題で、ちょっとわからない点がありまして、1回目の入札で低入札で調査をしたと。その後、さらに工事内容に変更があると。引き続きその低入札の業者に請け負わせるということに当たって、再度調査をするのかどうかということを、制度上の問題ですけれども、お答えいただけますでしょうか。

○和田博之議長 南副理事。

○南総務部副理事兼総務法制課長 中原議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず、これにつきましては低入札ということで、予定価格が、この当時、落札率としては81.82%という形で、低い数字で入っております。それで、この価格につきましては、これで工事ができるかどうか、その辺を歩掛等に基づきまして、きっちり数量等を積算して計算されてるか、

その業者の見積もりがですね。それを調査部会がございまして、そこで検討いたします。その中で、それで工事が無事できるというような状況になったときに、初めて発注をかけるということでございます。今、聞かれておりました、途中で再度調査するかという点につきましては、調査はいたしません。そのまま工事を続行していくということでございます。

以上でございます。

○和田博之議長 これ、フォローはないですか、担当部の方は。よろしいですか。ないですか。

それでは、3回目です。中原議員。

○中原 晶議員 先ほどあわせて聞いておけばよかったことですが、この点についても、工期についてお聞かせいただいております。3月26日までということで工期が決まっておりますけれども、問題なく進んでおるのか、お示ください。

○和田博之議長 末原上下水道部長。

○末原上下水道部長 お答えします。

今回の物件については、非常に狭い場所で工事を行っております。したがって、工期的には非常にしんどいものがございますが、休日にも住民の協力を得ながら作業を行って、工期延期せずに完了させる予定でございます。

以上です。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。反対ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 先ほど、低入札のことについてお示しいただいたところでありますけれども、今回は4本も1回入札したもののから金額が上乗せされると、工事内容が変更になるということで出てきておりますので、実際問題いたし方ない部分があるのかなど、聞いていて思ったわけですが、特に公共下水の工事の入札については、当時の分を振り返ってみますと、落札されている金額にかなり近い金額でほかの業者も入札をされておるわけなんです。その点を考えると、もしかしら変更早く気がついておって、きちっとした予定価格のもとに入札が行われていた場合に、ほかの業者が入札するという可能性も、もしかしらあったのかもしれないということで、

入札の透明性とか公平性について疑問を感じる部分がございますけれども、今後、さらに厳正に運用していただきますようにということを要望いたしまして、賛成いたします。

以上です。

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第28号「工事請負契約中変更の件（公共下水道汚水管埋設工事（22-7）」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第28号は可決されました。

お諮りします。暫時休憩いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。休憩します。再開は15時、午後3時から再開します。よろしくお願いします。

(午後2時50分 休憩)

(午後3時00分 再開)

○和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○和田博之議長 日程31、議案第29号「岬町副町長の定数を定める条例を制定する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

○竹本企画部長 日程31、議案第29号、岬町副町長の定数を定める条例を制定する件について、説明させていただきます。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されることに伴い、本条例を定めるものです。

改正前の地方自治法第161条は、助役の定数は原則1名でありましたが、今回の改正で、助役の名称を副町長に改め、副町長の定数を条例で定めることとなりましたので、副町長を2名以

内とするものでございます。2名以内とすることは、今後の社会情勢の変化や住民ニーズに対して、トップマネジメント体制を強化して取り組みができるようにするものです。

なお、副町長は、当面1名置くものでございますが、これは自治法一部改正法による経過措置といたしまして、現助役である者は副町長に選任されたものとみなす規定によるものでございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。反保議員。

○反保多喜男議員 事業民生の方に所属していますので、総務文教の範囲ですので質問させていただきます。

4月1日から、平副町長という名前で登場するわけですが、副町長自体、トップマネジメントの強化という、そういう強化をされていくわけですが、私、4つの質問をまずさせていただきます。

副町長の場合の特命的な事項がどのように発生されるのか。2つ目に、またどのように運用されていくのか。3つ目は、どこまでの決定権が発生するのか。そして最後に、仕事としまして、今までの助役のときとはどういった変わり方をするのかという4点を教えていただきたいと思います。

○和田博之議長 理事者、答弁。まず、法的な部分から。古田理事。

○古田総務部理事 反保議員のご質問にお答えさせていただきます。

このたびの地方自治法の改正によりまして、助役が、副市長、副町長に変わりましたが、これは先ほど竹本部長がご説明させていただきましたとおり、トップマネジメントを強化することとでございます。具体的な特命につきましては、一応法律上は、これまで助役にはゆだねられてございませんでした町の権限に属する事務の一部の委任を受けて執行することができることとなっております。

例えば、総務省の解説によりますと、特定の分野についての事務をそのまま委任するというこ

とで、地方分権でございますとか、本町の場合ですと、行財政改革などが考えられますが、そういったものについて、長にかわって判断することができることになります。

ただ、例外がございまして、例えば予算の提案権とか、そういった長の専属的な権限にかかわるものにつきましては、委任できないこととなっております。この運用につきましては、別途条例を制定することになってございますが、今後検討することとしてございます。

決定権につきましては、先ほどの運用の中でご説明させていただきましたとおり、長の固有する固有の権限、または長みずからが執行することを明らかに予定しているものを除いて決定することはできません。

助役との違いにつきましては、今ご説明させていただきましたとおり、当然呼称と、あと権限がゆだねられたと。そして、これまで町では、法律上、助役は1名しか置けなかったものが、複数名置けるようになったということでございます。

以上です。

○和田博之議長 運用面で、石田町長。

○石田町長 なかなか出番がございまして、ありがとうございます。

今、自治法の167条関係の方は、古田理事の方からご説明させていただきました。あと2名という形で枠を設けさせていただいて、当面は1名という形ですけども、これから、この岬町、非常に急展開で進まなくてはならないことが出てこようと思います。例えば企業誘致につきましても、2社、3社、一度に話を詰めなければいけないというところなんかは、例えば1つの権限を副町長にゆだねてしまうということも考えられ得るかと思います。そういった形で、この岬町をよりよくするために、素早い対応をするために、副町長に私の町長の事務の一部権限をゆだねていきたいと思っております。

以上でございます。

○和田博之議長 反保議員、よろしいですか。

○反保多喜男議員 ありがとうございます。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。田島議員。

○田島乾正議員 地方自治法の改正によって副町長と、これは当然結構でございます。

あと、定数枠については、先ほど竹本企画部長が、一応理由を述べていただいた。そして、町長も、将来的にそういう町の事務が土台化して、対外的な部分については、1名じゃ対応できないという、財政の健全化に向けて、そうなっていたら、我々、住民代表もありがたいんですけどね。ただ、何も1名でええやないかということでもないし、これ、人事の問題ですから、

とやかく議会として言うべきものでないんですけども。ただ、1名でもええちゅう考えもあるんですけど、別に枠を2名にしといて、当分の間、1名と。これは人事案件ちゅうのは、やっぱり住民代表の我々が議決すべきものでありますから、別に2名でも5名でも結構ですよ。今、現状1名でね。将来的に必要なになったら、そういうぐあいにはしていただくということで、必要な時期は常識を持った住民代表が議決いたしますので、一応枠は2名で、私は結構だと考えておりますが。

ただ1点だけ、町長がそういう説明した中で、将来的に必要ななってくると。その将来的というのは、大体いつごろか、一応町長の腹づもり、一遍聞かせてほしいんですけどね。どうですか。

○和田博之議長 石田町長。

○石田町長 とりあえず、私の任期は、この21年10月まででございますので、その間にあるかどうかというところなんでございますが、まずは企業誘致が、我々も、これ大至急に進めなくてはいけないことでございますので、そういった時点では早くから置くかもしれませんし、そしてまた、町政運営方針でも述べましたように、合併問題というのは、また再燃しようかと思っております。そういった機運が、またこの夏ごろに最終報告出ます。それを見て、またその辺も可能性が出てきようかと思っております。

以上でございます。

○和田博之議長 田島議員。

○田島乾正議員 町長は、残された任期でやる。私は、この4月22日で審判されて、協力できるんかできないかわかりませんが、再選させていただいた場合、じっくりと町長の手腕と、そして町の事務が土台化して、2名の定員枠になる方を期待いたしまして、当分の間、1名ということをお約束していただかなければいけないと思いますので、ひとつこの件については、私はとやかく言いません。内容がわかりましたので、結構です。

○和田博之議長 ほかがございせんか。中原議員。

○中原 晶議員 先ほどのお答えの中で、副町長に長の権限の一部を委任して行わせるということでありましたけれども、少し具体的にご説明いただけたらと思います。

○和田博之議長 竹本企画部長。

○竹本企画部長 中原議員のご質問にお答えします。

具体的な委任の内容でございますけども、例えばですね、一般的な事務につきましては、これは我々がみんなしているわけでございますけども、特に行財政改革のように、部課等の組織を横断して、その権限を行使する必要がある事務とか、また企業誘致のように対外的な折衝をする事

務、それと先ほど言いました市町村合併、それと緊急を要する事務で、直接その権限を行使することにより、効率的な処理を期待することができるもの、それとまた、地方分権の進展に伴う事務とか、それと国・府の調整等も含めまして、おおむねそのような事務が考えられるのではないかと考えております。

以上です。

○和田博之議長 よろしいですか。

○中原 晶議員 結構です。

○和田博之議長 ほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております「岬町副町長の定数を定める条例を制定する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長 日程32、議案第30号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程32、議案第30号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定する件について、ご説明いたします。

提案理由として、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されることに伴いまして、関係条例の整備を行うものでございます。

次の条例案をそれぞれごらんいただきたいと思います。

第1条は、収入役の事務を助役に兼掌させる条例を廃止するものでございます。

第2条の岬町印鑑の登録及び証明に関する条例から第10条の岬町税条例の一部改正までにつきましては、「調製」を「作成」、「吏員」を「職員」、「たる職員」を「である職員」、「助役」を「副町長」、「いとま」を「時間的余裕」、「不動産」を「財産」に改めるものでござい

ます。

第11条の岬町行政財産の使用料徴収条例の一部改正につきましては、第1条中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改めるものでございます。

第12条の岬町手数料条例から第15条の岬町町立小学校、中学校使用料条例の一部改正につきましては、「調製」を「作成」、「職員をして」を「職員に」、「岬町助役」を「会計管理者」に改めるものでございます。

附則として、この条例は、平成19年4月1日から施行いたします。

本件は、各常任委員会に付託と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、事業民生の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、事業民生の各常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教、事業民生の各常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長 日程33、議案第31号「岬町廃棄物減量等推進審議会条例を制定する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程33、議案第31号、岬町廃棄物減量等推進審議会条例を制定する件について、ご説明させていただきます。

提案理由といたしまして、一般廃棄物の減量化等に関する事項を審議する附属機関を設置するため、本条例を制定するものでございます。

条例の内容についてご説明させていただきます。別紙の条例案をご参照願います。

それでは、第1条は、審議会を設置する法定根拠などを規定しております。この審議会は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び岬町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するために設置することとしております。

次に、第2条は、この審議会の所掌事務を規定しており、一般廃棄物処理の基本方針に関する事項について、町長の諮問に応じて審議し、更新するほか、各号に掲げのごみの分別収集やごみの減量化等及び再利用に関することについて、調査、審議し、意見を述べるができることとしております。具体的には、関係法による計画の策定が義務づけられております。一般廃棄物処理基本計画、容器リサイクル法に基づきます分別収集計画の策定及び一般家庭ごみ有料化などについてご審議していただく予定でございます。

次に、第3条では、この審議会の組織について規定し、第1項では、本審議会は、委員10名以内で組織する旨を、第2項では、委員構成について規定しており、本委員会の委員には、学識経験者、住民団体の代表、関係事業者の代表及び町職員など環境問題に造詣の深い方を委嘱することとしております。これは一般廃棄物の減量等を実施するには、住民の皆様方の理解と協力が必要であれば推進することができないため、広い分野の住民代表が参画し、その住民の意見が反映された施策とすることを考慮したものでございます。

次に、第4条では、委員の任期を規定し、その任期は2年とするとともに、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、委員は再任することができる旨を規定しております。

次に、第5条は、会長及び副会長に関する規定について、第6条は、審議会の会議の招集、議事の決定方法などについて、第7条では、審議会は、町長に対して、必要とする資料の提出を要求することができる旨をそれぞれ規定しております。

次に、第8条では、本審議会の庶務は、一般廃棄物を所管する課において、また、第9条では、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定めることを委任する旨を規定しております。

次に、附則第1項において、この条例の施行期日は、平成19年4月1日から施行する旨を、第2項において、本審議会の委員に支給されます日額報酬を定める改正条例でございます。

以上が本条例の概要でございます。

本件につきましては、事業民生常任委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町廃棄物減量等推進審議会条例を制定する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長 日程34、議案第32号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程34、議案第32号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、本町の財政健全化への寄与を図るため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしまして、次のページの改正案及び別添の新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと思います。

別表中、消防団員及び水防団員の欄の訓練手当を現行の「2,800円」を「2,000円」に改めるものでございます。

並びに総合福祉センター運営委員会及び福祉年金受給資格認定審査会については、既に各委員会が廃止されておりますので、別表より削除するものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は、平成19年4月1日から施行することといたしてお

ります。

なお、本件は、総務文教委員会に付託と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。奥野議員。

○奥野 学議員 総務常任委員会のメンバーでないので、1点だけ確認させていただきたいと思います。

学校給食共同調理場の給食センターのことで、1点お聞きしたいと思いますけれど。昨日の一般質問でも、田島議員の方からいろいろと質問があったわけですが、その中に質問がなかったのも、その1点について確認させていただきたいと思います。

この学校給食センターについては、集中改革プランにおいて、18年度中には民間委託といたしますか、外部委託を全面的にしていこうというプランが何年も前から載っていたと思うんですが、昨日の説明でも、いろいろと検討しているという内容でございましたけれど、どこまでの本当に検討しているのか、その辺の内容をもう少し掘り下げてご説明いただきたいと思います。

○和田博之議長 岡田教育部長。

○岡田教育部長 奥野議員のご質問にお答えいたします。

この学校給食センターは、民間委託する件につきましては、この条例中の学校給食共同調理場運営委員会という委員会ではなく、内部委員会として、学校給食センター民間委託検討委員会というのを設けて、今年度、3回、7月、8月、10月に検討をしてまいりました。検討の結果、約4社から見積もりというんですか、実際の給食センターを委託した場合、どれぐらいになるのかということで、近隣の市町が委託している業者から仮の見積もりをとって、それを材料として検討をいたしました。概算で申し上げますと、4社とも調理業務を委託した場合に、2,800万から3,000万円程度必要であると。現在の我々の民間委託せずに、職員と、それから臨時職員で賄っている分からいたしますと、現在の我々の経費の方が、その4社の見積もりよりも安いと。現在は2,600万円以内でできておりますので、民間委託の内部検討の段階では、この委託をせずに直接の経営の方で、しかも人件費のさらなる縮減を図るという方向に進んだ方が、

経費の節減になるのではないかという3回の内部検討を終えた段階でございます。

以上、報告させていただきます。

○和田博之議長 奥野議員。

○奥野 学議員 先ほど、教育部長の方からご答弁いただきまして、検討を3回していただきましたということで、検討しましたが、直接やった方が経費が削減できるというものでございますけれど、本当にその内部で人件費が削減できるのかというふうに、本当に不思議に思うわけですが、他市町村では全面的に委託してやっているということでありましたら、なぜ直営にしないのかなと、逆に思うわけですが、もう一度その辺お願いいたします。

○和田博之議長 岡田部長。

○岡田教育部長 奥野議員の質問にお答えいたします。

学校給食センターの検討委員会で出ました3回の中での検討では、給食センターを民間委託した場合という形で検討を進めたわけでございます。これが給食センターと、それから岬町の中学校の調理場とあわせて委託した場合はどうなるのかということが、さらに残っておりまして、この場合は、あわせて委託した場合は、とんとんになる、ほぼ今の現状と同じぐらい、または民間委託の方が安くなるという見積もりが出ております。

ところが、少子化によりまして、今、給食センターの調理のキャパシティが1,500食というところでございますが、これが、もし子供の数が減っていくと、1,500食以内に、中学校も、小学校、幼稚園も合わせて1,500食以内になるんですね。今のところ、給食センターでは1,100食、そして、中学校では500食近くというふうな形で、これが、もし子供たちの給食の状況というものが変化すると、給食センターだけの単独の民間委託というふうな形式も考えられるわけでございます。

これは、他市町に確認したところ、1つを委託するんだったら、ほとんど変わらないか、直営の方が安くつく。幾つかをあわせて委託することによって、その委託の効果があらわれると。そのように聞いておりまして、熊取町なども順次民間委託を進めておりますが、順次1つずつ委託をしていく段階では、そんなに委託の効果は上がらないと。学校の給食をすべて委託したときに初めて効果が上がるというふうに、先行している熊取町なども聞いておるところでございます。

そこで、今の段階では、内部の検討段階でございますが、今のところ、岬町の場合は1つないし2つ、それが将来的に1つで賄えるかどうかというような段階でございますので、さらに奥野議員からのご指摘もあったように、内部としてやればどういう効果が上がるのか、内部としての経費の縮減を考えていけばどうなるのか。また、あわせて両方を委託した場合はどうなのかとい

うふうなことをですね、引き続いて検討する必要があると考えております。

○和田博之議長 奥野議員。

○奥野 学議員 最後にもう1点、再度確認させていただきたいと思います。

先ほどのご答弁の中でも、何カ所に分けてやられるということでございますけれども、先ほどからいろいろと19年度予算の編成も、方針とか、いろいろ編成内容を見てましても、大変な状態であるわけでありますので、基金をすべて、また取り崩しての予算編成、基金はゼロ、全くゼロでございます。そんな悠長なことを言っている時間が決してないと思いますので、早急に実施すべきだというふうに私は思いますので、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○和田博之議長 意見、要望ですね。

○奥野 学議員 はい。

○和田博之議長 ほかがございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長 日程35、議案第33号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

○竹本企画部長 日程35、議案第33号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

提案理由といたしましては、人事院勧告と財政健全化へ寄与を図るため、職員の扶養手当の額を改正するとともに、地域手当の率を引き下げるものでございます。

裏面及び新旧対照表をご参照ください。

改正の内容は、扶養手当につきまして、平成18年人事院勧告により、少子化対策に対応するものとしたしまして、3人目以降の子等の手当額を1,000円引き上げ、扶養親族である子の額を6,000円にし、1人目、2人目、3人目にかかわらず、それぞれ同額にするものでございます。

次に、附則第2項では、地域手当の率を「100分の6」から「100分の5」に引き下げるものです。この引き下げの対象となる職員は、管理職以外の職員でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願いいたします。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。田島議員。

○田島乾正議員 単純な質問で申しわけないんですけども、企画部長、ちょっと教えてほしいんですけどね。やはり一般職の給与に関する問題ですわな。この分について、当町の職員の給与にかかわることですわな。そこで、ちょっと僕わからんので、勉強不足で教えてほしいんですけども。府から出向してきた方は、当町の職員として、当町の一般財源で給与を支払っているちゅうことですな。そういうこととして理解してよろしいかな。

そして、もう1点、府から割愛された方が来られてると。そして、ぶっちゃけて、府の賄いで来られてのか、町の賄いでされているんか、その点、ちょっと何名来て、内訳ちょっと部長教えてほしいんやけどね。それから、ちょっとまた確認しますんやけども。

○和田博之議長 理事者の答弁。竹本企画部長。

○竹本企画部長 府からの職員でございますけども、派遣が4名、割愛が1人でございます。

以上です。

○田島乾正議員 どこがどこで何名、教えて。何部が何名。

○和田博之議長 企画部長。

○竹本企画部長 済みません。総務部1名、それと事業部が3名、それと教育委員会が1名、この教育委員会につきましては割愛でございます。

以上です。

○和田博之議長 田島議員。

○田島乾正議員 割愛ちゅう意味、用語がまだ不勉強でわからないんですけども。僕が言うてるのは、職員の給与として、条例改正するに当たっても、府の賄いで来てる方はどの部か、賄いでないのか、どの部か、全部町の賄いやと、そういうことをお聞きしてるんで、その部分だけ教えてほしいんですけどね。事業部やったら府の賄いですとか、そういうことを答弁してください。

○和田博之議長 企画部長、竹本君。

○竹本企画部長 今申しました5名は、すべて町の方で賄っております。

以上です。

○和田博之議長 田島議員。

○田島乾正議員 3回目ですけども。そしたら、5名全員が町賄いの府からの出向された職員さんと、そうとらまえてよろしいですな。はい、ありがとうございます。結構です。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。中原議員。

○中原 晶議員 済みません。1点質問いたします。

この条例については、管理職以外の職員が対象というご説明でしたので、職員組合の方、そのあたりの話し合いというか、感触とか、反応とか、そのあたりがありましたらお聞かせいただけますか。

○和田博之議長 竹本企画部長。

○竹本企画部長 中原議員の質問に答えます。

今回、先ほども言いましたように、管理職以外の職員でございますけども、管理職につきましては、ご存じのとおり、昨年の12月議会で、本年4月から地域手当を3%に改正済みでございます。そのことも含めまして、組合とも、職員手当ですね、協議を重ねてまいりまして、今般、1%の減額に至ったということで、今後とも、当然、そこでまだそろってございませんから、組合とは精力的に協議してまいりたいと思っています。

以上です。

○中原 晶議員 結構です。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思いま

す。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長 日程３６、議案第３４号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

○竹本企画部長 日程３６、議案第３４号、職員等の旅費に関する条例の一部改正について、説明させていただきます。

提案理由といたしましては、集中改革プランに基づく行財政改革のさらなる推進を図るため、本条例に所要の改正を行うものであります。

最初に、第６条第４項の改正につきましては、航空運賃の支給は、その支払いを証明するに足る資料、いわゆる領収書とか搭乗券を所定の請求書に添付して、現に支払った旅客運賃で支給するため、実費額で支給することに改正するものでございます。なお、現状におきましても、実費額で支給する取り扱いを既に実施しているところでございます。

次に、第２３条を削除することにつきましては、旅費の支給は区分によって、１級、２級、３級に区別されております。２級の職員が１級の職員の随行する場合には、２級の職員は１級の職員の同額の旅費の支給をしていました。この規定を削除することで、各区分に応じた旅費で支給するものとし、経費の削減を図るものです。

次に、別表第１の改正でございます。宿泊料について減額をお願いするものです。１級を「１万５，０００円」から「１万３，０００円」に、２級を「１万３，０００円」から「１万１，０００円」に、３級を「１万１，０００円」から「９，０００円」にそれぞれ改正するものです。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。田島議員。

○田島乾正議員 今、ちょっと聞き漏らしたんかわからんけど、竹本企画部長は、24条の別表第1の部分で、1級にある者は日当3,000円と、2級にある者は2,600円と。今までは随行するに当たっては1級と同じような部分で待遇があったと。今回から別やということによろしいんですかな。まず、それちょっと聞き逃したんで、確認したいんですけど。

○和田博之議長 竹本企画部長。

○竹本企画部長 田島議員の質問にお答えします。

日当じゃなしに宿泊料でございまして、解釈は、先ほどのとおり、随行についてはそのとおりでございますけども、宿泊料の減額でございまして。日当ではございません。よろしくお願いします。

○和田博之議長 竹本企画部長、日当は現在廃止してるはずですけど、その辺はほかの条例でやってるでしょう。

○竹本企画部長 参考といたしまして、日当につきましては、本町では、既に当分の間、支給しない規定になっておりますので、よろしくお願いします。

また、これも参考ですけども、嘱託料というのは、そこに書いてございます。これは水路旅行など、船ですね、船内で1夜当たりの食事代が定額により支給する性質のものでございまして、その発生は極めてまれでありますので、ただ、万が一に備えて規定を残しているものでございますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○和田博之議長 田島議員。

○田島乾正議員 そしたら、宿泊料と食卓料、これは口に入るもんですわな、食卓料いうたら。随行していて、これだけ金額差が違う。それもしゃあないと思うんですね。1級も2級のランクで。そしたら、同じ場所に、同じところへ行く場合、おまえは1万3,000円、泊まれへんのやと。別個のところへ泊まらなと。極端に言えばですよ。そして、食べ物も一緒に、A食べたいけど、Bに落とさないかん。金額的にかなりの予算があれするんかなと思うてね。1級の者と2級の者、行かざるを得ん場合がありますわな、出張の場合ね。こういう偏差を起こすんは、どうも僕は気の毒やな思うんですけどもね。そら、1級の方はええよ。2級の方はほんまに気分悪いと思うわな。同じ行動ですわな、電車に乗っても、船に乗っても。おまえ2級やから下でおれとか、極端な話

ですよ。そんなことはないと思うんですけど。こういうことは、余りにもいじめちゃうかな。同じ仕事行くんやから、ただ職階がちゃうだけのことでしょう。極端に言うたら、おまえは自動車で行け、わしゃ飛行機で行くようになりますやろ、これ金額膨れていった場合。小さな町やから、こういう金額でよろしいんやけど。どうですか、その点。

○和田博之議長 石田町長。

○石田町長 私の公務出張で、議員の皆さん方と行くときは除きまして、職員と行くとき、1泊9,000円以上というような高いところに泊まったことはございません。

以上でございます。

○和田博之議長 今の答弁は、下に合わせているということやな。町長、そういうことでええんかな。だから、1級職、2級職とあるけれども、これは下の方に合わせて出費を抑えていると、こういう答弁やな。

何かそれでフォローか。古田理事。

○古田総務部理事 府内市町村におきましては、太子、河南、能勢、この3町につきましては、随行の旅費、設けてございません。また、大阪府におきましても、随行の旅費は設けてございません。

○田島乾正議員 了解。そういう配慮したげてるんやったら。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長 日程37、議案第35号「岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程３７、議案第３５号、岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

提案理由といたしまして、道路法施行令の一部改正及び集中改革プランに基づく行財政改革のさらなる推進を図るため、本条例に所要の改正を行うものであります。

裏面の条例案をごらんください。あわせて新旧対照表をご参照ください。

岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表中の「地下電線その他地下に設ける線類」を「地下に設ける電線その他の線類」に改めます。これは道路施行令第１９条の２、平成１９年１月４日施行の用語の改正に伴いまして、道路法施行令に準拠し、同じ用語を使用している岬町行政財産の使用料徴収条例につきましても改正を行う必要が生じたことによるものでございます。

次に、同じく別表の中の公衆電話所の単位について、「１箇所につき」を「１個につき」に改めます。これは岬町道路占用料徴収条例の表現と整合性をとるため改正するものでございます。

次に、同じく別表の中の「公衆電話所１箇所につき年額１，７１０円」の項目の下に、「郵便差出箱１個につき年額６００円」の１項を追加するものでございます。

附則として、この条例は平成１９年４月１日から施行いたします。

なお、本件は、総務文教委員会に付託と聞き及んでいます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。田島議員。

○田島乾正議員 質問しとかんと、昨年１２月に一般質問した郵便ポストの占用料の部分やから。

やっこの条例改正していただきまして、郵便ポストの占用料徴収と。わずかな金額と言えは語弊あるんですけども。１点だけ確認したいんは、郵便差出箱、これは郵便ポストの件言うんですけどね。１個につき年額、これ６００円と、こうなっているんですけど、１つ上の公衆電話は１，７１０円、場所的にポストと公衆電話のボックスとやったら、ボックスの方が大きいんですけども、６００円の算出根拠はどない式算されたんですか。６００円高い安い言うてないですよ。

それと、隣接自治体も統一されてるんか、その点もあわせて。

○和田博之議長 南副理事。

○南総務部副理事兼総務法制課長 田島議員のご質問にお答えさせていただきます。

行政財産の使用料の算定根拠につきましては、この条例は、この後提案される議案第41号の岬町道路占用料徴収条例の一部改正と関連しております。そのような中で、使用料の算定につきましては、道路法施行令によると、大阪府域において、大阪市、堺市、東大阪市の区域を甲と定め、それ以外の市を乙、それ以外の町村の区域を丙と定め、占用物件の所在地により占用料を3通りに区分しております。甲の区域については1,300円、乙の区域は600円、丙の区域は450円となっております。

本来、本町におきましては450円ということになるんですが、以前から泉佐野以南で使用料について統一しているという経過がございます。それで、既に泉佐野市が600円ということで設定しております。それと、田尻が1,300円という高額な金額を上げております。そのほか泉南市、阪南市につきましては、まだ制定されてないのが現状でございます。本来、町の場合、450円というところを、泉佐野以南で、今までの統一するという観点で、ただ、田尻町だけ1,300円という金額をしています。今回600円ということで金額を上げさせていただきます。

以上でございます。

○和田博之議長 よろしいですか。

○田島乾正議員 オーケー。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております「岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

休憩いたします。再開は4時5分、16時5分といたします。よろしくお願いいたします。

(午後3時55分 休憩)

(午後4時05分 再開)

○和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○和田博之議長 日程38、議案第36号「岬町手数料条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 日程38、議案第36号、岬町手数料条例の一部を改正する件について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、大阪府地方分権推進制度に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に定める大阪府知事の権限に属する事務の一部について、本町へ事務移譲を行うため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、今回、大阪府より事務移譲を受けることになった事務のうち、愛玩目的でメジロを飼養するために必要な登録事務等に係る費用について、条例により手数料を定めるものでございます。また、登録の更新、登録表の再交付についても同様に手数料を定めるものでございます。

裏面の条例改正案をごらんください。また、次ページの新旧対照表も同時にごらんください。

岬町手数料条例の一部を改正する条例（案）

岬町手数料条例の一部を次のように改正いたします。

第2条中「第33号」を「第36号」とし、第32号の次に次の3号を加えます。

33号、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第1項の規定による登録を受けようとする者3,400円。

34号、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第5項の規定による登録の更新を受けようとする者3,400円。

35号、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第6項の規定による登録表の再交付を受けようとする者3,400円。

以上が、岬町手数料条例の一部を改正する件の概要でございます。

本件につきましては、事業民生常任委員会に付託される予定と聞き及んでおります。よろしく

ご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町手数料条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長 日程39、議案第37号「岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田福祉部長 日程39、議案第37号、岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件について、説明させていただきます。

提案理由といたしまして、平成19年度から乳幼児医療費の通院に係る助成の対象年齢を引き下げたく、本条例に所要の改正を行うものです。

裏面をお開きください。あわせて新旧対照表もご参照いただきたいと思います。

岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

本条例の第3条第1項、対象者の規定中「4歳」を「3歳」に改めるものです。また、同条第4項第2号中、旧条例名のままの箇所がありますので、現行条例名である「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例」に改めるものです。

附則としまして、施行日を医療費の切り替え時期である7月1日からとし、適用区分として、

施行日前後の新旧条例の適用基準を施行日以後の医療費について改正後の条例を適用し、それ以前の医療費は従前の例によるものと定めるものであります。

本件につきましては、事業民生常任委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 総務文教委員なんで質問させていただきます。

岬町の財政状況、大変厳しいことはわかっておりますけども、今回の引き下げは逆行しているんじゃないかと考えます。昨日の町長の施政方針の中で、5ページまでに「子育て」という言葉が7件も出てきているわけですね。それだけ子育てをしっかりとやっていくというのに反して、こういう引き下げというのが出てますし、また大阪府下43自治体のうち、就学前まで実施してるのが17、4歳児までが6、3歳児、これは岬町も今現在入ってますけども、11と、2歳児が7つの自治体ということですね。そのうち、また町村が10件ありまして、そのうち就学前が7、3歳が3件という大阪府下の現状は、今言いましたようなことです。

それと、これは企画部長の返答でいただいたもんですけども、一般質問のときの返答ですけども、岬町が他市町村に先駆けて実施している施策や他市町村よりすぐれている施策はないかということで回答をいただいている中で、学童保育は、17年度から7時まで延長してますと。これは、岸和田以南では熊取町、次が女性の健康づくり事業の基本健診、従来は40歳以上の方のみでしたが、平成7年より18歳以上となっていますと。国民健康保険の特別事業として、18年度からは15歳から39歳までの方、男女70人まで無料で基本健診をすると。そういうようなことがありましてね、なぜこういう時期に、子育て支援を1歳下げるのかと。まだまだほかで検討すべき点があると思うんです。そういう点について正したいと思います。

○和田博之議長 理事者、答弁。福祉部長、芦田君。

○芦田福祉部長 鍛冶議員の質問にお答えしたいと思います。

子育て支援、これは全国的に各市町村がいろいろ工夫をしながらやっているところでありますし、もちろん国の方も、子育ての問題については、非常に関心を持ってさまざまな施策を打って

いるところであります。今回の乳幼児医療費の助成に関しては、この制度を全くなくしてしまうのではなくて、大阪府の補助基準、3歳未満までというものに、岬町もそれに合わせようということであります。

確かに、今まで岬町が平成12年からですか、この乳幼児医療費の助成制度を開始して、そのとき以来、岬町は大阪府の基準プラス1歳という形で進んでいくんだということでやってきました。ただ、現在の財政状況を考えるならば、一般の単独事業費が、この3歳児を超える部分について、費用としてかかるわけであります。その分を約400万円というふうに見込んでいますけれども、それを削減するということで、財政再建に寄与していくということも、岬町の全体の施策から考えてみると、とらざるを得ない時期に今来ているというふうに考えております。

子育ての支援策というものは、この乳幼児医療費の助成に関するばかりではないというふうに考えております。私たちも少ない財源の中で、この子育てに関しては、さまざまな取り組みを行ってきたつもりでありますし、また、昨年には子育て支援センターをオープンして、相談事業やさまざまな問題のある家庭に対してのフォローをすとか、あるいは保健センターにおける乳幼児の健診等によるフォロー、さらに、子育てのグループとともに、この子育て問題を考えていく講座やイベントを打っていくという形で努力をしてきたわけであります。

そういう中であって、この乳幼児医療の助成に関しては、確かに一定制度としては切り下げになるわけですから、我々としても非常に断腸の思いでありますけれども、現在の岬町の財政状況をどうか考慮していただいて、何とぞご理解のほど、お願いしたいというふうに思います。

先ほど、大阪府下の現状を申されました。今回、岬町が3歳児未満という形で、1歳切り下げをするわけですが、大阪府下の中で、それじゃあ、3歳児未満のところがないかというふうに言いますと、7市町ですか、依然として3歳児未満というところで行っている市もあるわけですから、岬町が最悪の制度という形では言えないんじゃないかというふうに考えています。

以上でございます。

○和田博之議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 昨年、事務事業の見直しで企画部ができました。そのときのお話の中で、若者の定着も含めて、岬町に定着策を確立していくということをうたいながら、若い人の負担を多くすると。というのは時代に逆行しているんじゃないかと。先ほども言いましたけども、昨日の町長の施政方針の中で、子育てという言葉が7件か8件か出てますけども、こういう点は、町長はこういう1歳切り下げを頭に置いて書かれたんかどうか。

それと、もう1点が、それだけ厳しければ非常体制宣言、そういうもんも考えなあかん時期じ

ゃないかと思うんですけども、その辺、ちょっと町長にお聞きします。

○和田博之議長 町長、石田君。

○石田町長 先ほど、鍛冶議員からご質問いただきましたように、確かに子育て支援という形で、私たちが町政運営方針の中で述べておりますし、そして、それをいろんな形で、先ほど芦田部長の方から申しましたように、いろんな形で、ほかの対策はとっている。ただ、今回の予算を組む中で、物件費につきましては、毎年毎年ダウンダウンで行っております。物件費を切るところは本当に難しくなっている。あとは単独事業で、どれだけの金を削っていくかというところが、やはり必要となってくるわけでございます。これは聖域なき改革をせざるを得ない。そこで、先ほど芦田部長も言ったように、我々も断腸の思いで、今回の判断に至ったわけでございます。その辺をご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

○和田博之議長 財政の方についてはどうですか。

○石田町長 非常事態宣言のことでございますが、私は、宣言というのは、例えば人権宣言であるとか、あるいは安全宣言であるとか、これからこういったことをやっていく前向きなものが宣言であるべきだと思っております。そういった意味では、非常事態を宣言するということは、現在のところ、私個人としては考えておりません。それよりも、こういった形で、乳幼児医療を1歳引き下げねばならない、こういった厳しい状況だということを個々に訴えてまいって、住民の皆さんのご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○和田博之議長 鍛冶議員。

○鍛冶末雄議員 先ほども申し上げましたように、他市町村より先駆けてやっている点も多々あるんですね。中学校の給食も、堺以南では、和泉市と熊取、田尻町と岬町は実施していると。いろいろありますんで、その辺で、特に今が一番重要な時期の子育て支援、これを切り下げるというのはどうも納得いかないんで、これは事業民生でしっかりとまた審議されると思いますけども、その点をご理解、よろしくお願いします。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております「岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託したいと思

います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長 日程４０、議案第３８号「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程４０、議案第３８号、岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件について、ご説明させていただきます。

提案理由といたしまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行により、結核予防法が廃止されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容について、ご説明させていただきます。

議案書の裏面を、また新旧対照表もあわせてごらん願います。

提案理由でご説明いたしましたとおり、諸外国での新たな感染症の発症などに対処するため、昨年、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正が行われました。この一部改正におきまして、結核予防法が廃止され、従来からの結核医療に関する事項が、この一部改正法に盛り込まれました。そして、平成１９年４月１日から施行されることになっております。

この改正に基づきまして、本条例の第２条第２号中に規定する「、結核予防法に基づく医療を受けている者、及び」を「、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核に係る医療を受けている者及び」に改めるものでございます。

また、この条例は、平成１９年４月１日から施行することといたしております。

以上が本条例の改正の内容でございます。

本件につきましては、事業民生常任委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受け

たいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長 日程41、議案第39号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

○白井住民部長 日程41、議案第39号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件について、ご説明させていただきます。

提案理由といたしまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行により、結核予防法が廃止されること及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容について、ご説明させていただきます。

議案書の裏面並びに新旧対照表もあわせてごらんいただきたいと思います

まず、第8条の2の改正は、先ほど老人医療費の助成に関する条例の一部改正においてご説明させていただきましたとおり、結核予防法の廃止に伴い、結核医療給付金について規定する第8条の2第1項第2号の内容を「結核の医療で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条に規定する医療又は同法第37条の2に規定する医療」に改めるものでございます。

次に、第16条の6の改正は、国民健康保険料の基礎賦課限度額を「53万円」から「56万

円」に改めるものでございます。これは国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険の賦課限度額が現行の「５３万円」から「５６万円」に改正し、本年４月から施行されることに伴う改正でございます。

本町の保険料賦課限度額の見直しは、平成９年に「５２万円」から「５３万円」に改正されて以来、１０年間据え置かれておりました。その間における医療費の増加傾向や保険料負担に係る被保険者間の公平性の確保を図ることなどから、今般、政令の改正が行われたために、この改正内容に準じた見直しを行うものでございます。

次に、附則といたしまして、第１項では、施行期日を平成１９年４月１日と定め、第２項については、第８条の２の改正に係る経過措置を、第３項では、第１６条の６にかかわる経過措置をそれぞれ規定しております。

以上が本条例の改正の内容でございます。

本件につきましても、事業民生常任委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」については、会議規則第３９条第１項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長 日程４２、議案第４０号「岬町海釣り公園条例の一部を改正する件」を議題とい

たします。

提出者から提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 日程４２、議案第４０号、岬町海釣り公園条例の一部を改正する件につきまして、ご説明いたします。

現在、整備を進めている岬町海釣り公園につきましては、指定管理者制度を導入し、海釣り公園の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入することといたしております。

利用料金については、条例で定める範囲内で、指定管理者が町長の承認を受けて額を定めるところとなっていることから、岬町海釣り公園条例の一部を改正し、条例で定める額を定めるとともに、一部用語の整理もあわせて行うものでございます。

条例改正案をごらんください。

第４条第１項第２号中「前条」を「第２条」に改め、利用に係る料金を定める別表を改正し、釣り料を１人１回、大人を１，５００円、小人（小学生及び中学生）を７５０円、見学料を１人１回、大人を２００円、小人を１００円と定めるものでございます。

本町では、平成１７年度に、使用料、手数料の設定に関する基本方針を定め、使用料及び手数料の設定については、適正な受益者負担を求めるため、コスト算定を行い、利用者に必要な経費を負担していただくことといたしております。

海釣り公園の利用に係る料金を定めるに当たっては、施設で想定される経費と利用者予測をもとにコスト算定を行うとともに、他の海釣り公園の利用料金も参考にして、利用に係る料金を設定したものであります。

以上が岬町海釣り公園条例の一部を改正する件の概要でございます。

本件につきましては、事業民生委員会に付託されるに予定であると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。福田議員。

○福田 収議員 事業民生の委員会の所属ではありませんので、ちょっと１点だけお聞きします。

利用料金の件ですけども、今回、こういう形で出てきたんですけども、私が、今、海釣り公園について、採算性の問題、その他いろいろあるんですけども、反対してるんですけども。当時出されたコンサルですか、コンサルが計算した内容、ちょっと数字間違ってたら、また後で訂正してください。下津の海釣り公園を参考にしたということで説明を受けてるわけですけども、向こうでは、1年間の来客数が2万5,000人、それで料金が1,000円程度と、消費税入れて1,050円という形になって、先日、我々も下津の方に実態を視察に行ってまいりました。岬町もこの海釣り公園をやった場合に、おおむね1,000円程度になるんじゃないかと、私個人は予測しておりました。

そしたら、今、数字見せていただいたら、大人で1,500円、これ1,000円から想定しますと、5割アップになってるわけですね。せっかくコンサルを入れて、1,000円程度、2万5,000人で入ったら、岬町もいけるだろうという説明をしておきながらね、何でこの1,500円という数字になってきたのか。予測が間違ってたのか、うちの財政状況からかんがみて、この値段にしたのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいです。

○和田博之議長 松永事業部長。

○松永事業部長 以前シミュレーションしたのは確かに1,050円の下津の金額でシミュレーションをさせていただきました。ただ、今回、指定管理者制度を導入するに当たりまして、指定管理者というのは、その金額を自分とこで定めて、この金額であればコストは均衡するなり、もうけがあるということで出してくるものでございますから、うちの決めたシミュレーションで何とかなる範囲の1,050円というのが、それを最大限にしますと、指定管理者としての考慮が幅がなくなるという問題が1点ございます。

それと、もう1点は、ご存じのように、下津は金額的にはその程度の金額でございますが、須磨の方なんかは1,800円ぐらいになっているわけですね。ですから、1,500円が決して高いという範囲でもございませんで、一応余裕を持って、1,500円ぐらいで設定させていただいて、あとは指定管理者の判断にゆだねたいということでございます。

○和田博之議長 福田議員。

○福田 収議員 別に、この1,500円が指定管理者が決定して、例えば1,200円、1,300円になろうと別に構わないんですけども。やっぱり役場の方で指定管理者になる前に、せっかくコンサルを入れて、ここだったら1,000円程度でいけるだろうという試算をしているわけですね。それを指定管理者が決まったから、今度、その指定管理者によって値段は自由に考えてください。上限は1,500円ですよということはいくよりも、1,000円程度でやってく

ださいと。でないと、1人でも多く入ってもらって、岬町の観光の目玉にしていくんやと。

私も観光立町ということで、補欠選挙を戦ってきたわけですが、やっぱり観光については、岬町、観光振興で伸びてほしいわけですよ。1人でも多くの人を岬町に来てほしいというのが本音です。だから、少しでも安くしてもらって、1人でも多く入って、成功していただかないと、岬町もやっぱり財政状況、再建を早くしていただきたい。そういうことを考えておりますので、ここは本会議ですので、委員会じゃありませんので、この程度に質問を終わりますけども。それだけ要望して、終わります。

○和田博之議長 ほか質疑ございませんか。谷本議員。

○谷本 貢議員 この間から、僕が岬町に数少ない自然海岸、そこで岬町の住民が自由に遊べる海岸ですからですね、海釣り公園できたから、その周辺を立入禁止にするとか、そういうことのないように町長にもお願いしておりますけれども。聞くとところによると、海釣り公園で、既にヤスを持って魚を突きにきているので、それを取り締まらんといかんとかいう話も聞きましたが、一体その海釣り公園の周辺を一般の人の立入禁止にするのかせんのか、それをちょっと聞いてみたいと思います。

○和田博之議長 理事者、答弁。松永事業部長。

○松永事業部長 お答えします。

海釣り公園の栈橋部分の両側70メートル程度は、ブイをつけて、浮きをつけて、立入禁止区域にさせていただきます。これはそこへ魚礁を設置して、海釣り公園のために、指定管理者が、また魚礁等をほうり込んで、リピーターに来ていただくために、魚が釣れるように、一生懸命お金を投入するところがございますので、その部分については立入禁止と。それは海面でございまして、海岸については、今までと同じ扱いでございします。

○谷本 貢議員 わかりました。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております「岬町海釣り公園条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託する

ことに決しました。

○和田博之議長 日程４３、議案第４１号「岬町道路占用料徴収条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 日程４３、議案第４１号、岬町道路占用料条例の一部を改正する件について、ご説明いたします。

提案理由といたしましては、道路法施行令の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うとともに、集中改革プランに基づく行財政改革のさらなる推進を図るため、また郵政民営化に伴う郵便差出箱の道路占用料の徴収について、本条例に所要の改正を行うものでございます。

裏面及び新旧対照表をごらんください。

岬町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正いたします。

本条例第２条第１項、別表中、占用物件の欄の「地下電線その他地下に設ける線類」を「地下に設ける電線その他の線類」に改めます。これは道路法施行令の用語の改正に伴い、道路法施行令に準拠し、同じ用語を使用している岬町道路占用料徴収条例につきましても改正を行う必要が生じたことによるものでございます。

続きまして、同条同項、別表の現行「公衆電話所１個につき年額１，７１０円」の項目の下に、「郵便差出箱１個につき年額６００円」の１項を加えるものでございます。この部分につきましては、平成１９年１０月１日、日本郵政公社が民営化されることに伴い、郵便差出箱につきましても道路占用料を徴収する必要性が生じることから、本条例の改正を行うものでございます。

附則といたしましては、この条例は、平成１９年４月１日から施行するものでございます。

６００円の使用料につきましては、先ほど南副理事からのご説明のとおりでございます。

本件につきましては、事業民生常任委員会に付託の予定と聞き及んでいます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町道路占用料徴収条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長 日程44、議案第42号「岬町都市公園条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。事業部長、松永英三君。

○松永事業部長 日程44、議案第42号、岬町都市公園条例の一部を改正する件について、ご説明いたします。

岬町都市公園条例は、昭和43年にみさき公園ゴルフ場条例を廃止し、岬町都市公園条例を全部改正することにより組み入れる形で制定された条例でございます。平成16年12月に都市公園法が大幅に改正されまして、都市公園の設置基準や保存規定、放置工作物等の取扱規定などが設けられるとともに、公園開設者が土地を所有していない借地公園について、土地所有者の申し出があれば廃止・縮小することができる規定が設けられたことに伴い、改正を行うものであります。また、あわせまして、都市公園法の改正に伴う条項の整理を行うとともに、地方自治法の改正により設けられた指定管理者制度を盛り込むための改正なども、あわせて行うものでございます。

それでは、条例改正案をごらんください。

第1条は、条例の制定目的の法令を明確に位置づけるため、法令名を明記するものでございます。

第2条は、都市公園の設置を定める規定ですが、現条例は、みさき公園のみを対象としていますが、本条例の対象を町内に広げるため、設置規定を見直すこととし、従来に規定されていませ

んでした条例中の用語の意義を定めるものでございます。

第3条は、法令等の引用条文と用語の整理を行うもので、第6条は、有料公園及び有料公園施設の供用手続を明確にするものです。

第7条は、法令の引用条文と用語の整理を、第8条も法令の引用条文と用語の整理を行うとともに、複雑多様化する使用形態に適切に対応するため、規定の使用料区分によりがたい場合の使用料の設定規定を設けるものです。

第9条は、法令の引用条文と用語の整理を行うとともに、都市公園法の改正により、条例で定めることとなりました公園保全立体区域における行為制限に係る規定を加えるものです。

第10条は、用語の整理を行うもので、第10条の次に第10条の2から第10条の6を追加し、都市公園法の改正により設けられた違法工作物等の取扱規定のうち、条例に委任された手続を定めるものでございます。

第13条は、法令の引用条文を整理し、第13条の次に第13条の2を追加し、都市公園の区域の変更及び廃止の手続を規定するものです。

第14条は、法令等の引用条文と用語の整理を行うものです。

第15条、第15条の2、第15条の3の規定は、指定管理者制度の規定を整備するもので、第15条は、指定管理者制度の行う業務内容を、第15条の2は、指定管理者の管理の期間を、第15条の3は、利用料金の設定内容を規定するものです。

第16条は、指定管理者の条文の追加に伴い委任規定の条項を移動させ、第17条は、都市公園法の改正にあわせて過料金額と用語の見直しを行うとともに、条文の並びを整理するものでございます。

有料公園施設の見直しに伴い別表第1を削除し、別表第2を別表とし、別表第3項の都市公園を占用する場合の使用料を行政財産の使用料徴収条例と整合させるため、改正を行うものです。

この条例の施行については、規則で定めることとし、必要な経過措置についても規則委任を行うことといたしております。

以上が岬町都市公園条例の一部を改正する件の概要でございます。

本件につきましては、事業民生常任委員会に付託される予定であると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは、大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。竹内議員。

○竹内邦博議員 私は総務文教ですので、この都市公園法の一部改正する件につきまして、1点だけお聞きしたいと思います。

条例の一部改正に伴って、今後、岬町はどういうふうな形で、この公園法の一部改正でやっていくのか、できれば説明をお願いいたします。

○和田博之議長 理事者、答弁。松永事業部長。

○松永事業部長 竹内議員のご質問にお答えいたします。

今回、都市公園条例の改正といたしますのは、都市公園法の改正に伴うもの及び地方自治法の指定管理者の規定とか、そういうものを盛り込むのが条例の改正の趣旨でございます。

竹内議員おっしゃっている、今、問題となっているみさき公園、岬町は、今まで都市公園といえば、みさき公園ということになっておりましたんですが、そのあたりも今回の都市公園条例の改正では、通常の都市公園条例ということで、例えば、望海坂の中にある公園を都市公園にするとか、そういうこともあり得ますので、岬町全域で都市公園条例が範囲として規定できるようにしたということは、大きな改正の点でございます。

今、竹内議員おっしゃっている、みさき公園については、今後どういうふうにするのかという部分でございますが、この件につきましては、南海電鉄から、一昨年、都市公園の部分、賃貸の都市公園は賃貸契約を解除できるという条項ができましたので、その部分について、大阪ゴルフの部分と、それから駅前の駐車場を含めた、みさき公園の園内ではない部分を解除していただきたい。都市公園を解除していただきたいという申し出がございました。これにつきましては、従前であると、都市公園を解除するということは代替の施設を同程度以上設けなければならないということでございましたが、今回の都市公園法の改正によりまして、解除なり、縮小なりができるというような規定が設けられましたので、岬町といたしましても、法務相談等を行いましたところ、南海のおっしゃっていることは正しいというふうな方向になりました。

ただ、都市公園でございますので、岬町の都市公園管理者としての判断というものが一定必要であるというふうな法律上的見解はいただきましたので、岬町としても、どういうふうにしていくのが妥当であるかというふうに庁内で検討いたしました。検討いたしました結果、事業民生委員会で詳しくご説明を申し上げようとは思っておりましたが、駅前部分につきましては、特急停車駅である岬町の顔であるということでございますので、その部分については、一定、今

のまま、土・日以外は駐車場は閑散として、なおかつ駅前広場がないので、朝と夕方の車の混雑で駅へ入れないという、決して駅前としてふさわしいような状況ではないという状況もございますので、その部分については都市公園を外して、南海と協議しながら、岬町の玄関口にふさわしい町並みにしていければなというふうに考えております。

大阪ゴルフの部分につきましては、都市公園の網は外すんですが、都市計画としては公園の位置づけは外さなくて、南海も、みさき公園についても、大阪ゴルフについても、このまま経営を継続していく。継続していくために、大阪ゴルフの部分については都市公園の網を外していただくことによって、経営を安定させる手段を講じれるということもございますので、そのあたりについても検討の結果、都市公園としての網は外していったらいいんじゃないかということで、また詳しくは事業民生委員会でご説明させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○和田博之議長 竹内議員。

○竹内邦博議員 部長、いろいろありがとうございます。

今言うてるみさき公園部分は、ゴルフ場を残して一部改正するということなんですけども、これに伴って、岬町の収入ですね、税収とか、その辺のところ、収入が少なくなるのか、それとも今後、これを進めていくことによって税収がふえるのか、その辺のところを1つだけお聞きしたいなと思います。

○和田博之議長 古田理事。

○古田総務部理事 竹内議員のご質問にお答えいたします。

岬町のこのたびの都市公園の見直しによる町税収の増減につきましては、現在、まだ精査しておるところでございます。今のところ、使用料という形で南海から収入を得てございますけれども、今後は固定資産税という形になるのかというふうに考えてございますが、固定資産税ということになりますと、評価額あるいはその上にどんなもの建つのかといったような状況も検討する必要があります。

先ほど、松永部長も申し上げましたけれども、駅前部分につきましては、今後、都市公園の開設区域から除外しますが、都市計画の検討を通じて、どのようなまちづくりを進めていくのかというのを検討してまいりますので、その中でだんだん見えてくるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○和田博之議長 竹内議員、よろしいですか。

○竹内邦博議員 もう1つ。3つ目。

○和田博之議長 最終、3回目です。

○竹内邦博議員 ありがとうございました。

これに伴って、いろいろな形が出てくると思いますけれども、あす、また事業民生でいろいろと資料とその他出てくると思いますので、きょうはこれぐらいしときます。

以上。

○和田博之議長 ほかがございませんか。岡本議員。

○岡本重樹議員 例えば都市公園法を、大阪ゴルフの場合、外したら、例えばどんなメリットあるんか。例えばどこかの企業に売ってまうんか。そういうことなるんちがうんかなというような心配あります。そういう中で、例えば町が考えているメリットというんですか、そういうのを1回わかっていたら教えてほしいなと、このように思います。

○和田博之議長 松永事業部長。

○松永事業部長 岡本議員のご質問にお答えいたします。

大阪ゴルフは、都市公園に開設されたゴルフでございまして、基本的には、だれもが利用できるパブリックのゴルフ場として位置づけはなっております。そのため多くのゴルフ場のように、会員権、今、会員権はあるんですけども、通常の会員権ではございまして、あれは株主会員権という形でございますので、多くのゴルフ場のように、会員権を、大きく会員権、会員権として募ることができないというようなことがございますので、会員による安定的な経営を行うことがなかなか難しいという部分がございまして、それが経営環境を悪化させているというふうに、事業者はおっしゃっているわけでございまして、今回の都市公園の区域から、都市計画の上の都市公園じゃなくて、都市公園法の方の都市公園を外せることによって、一般のゴルフ場と同じように会員権を発行したりとかいうことができ、資金面の安定とプレーヤーの数をふやすことができるということで、経営の改善が図れると見込んでいるということでございます。

○和田博之議長 古田理事。

○古田総務部理事 済みません。若干補足させていただきます。

従来、大阪ゴルフにつきましては、大阪府の方から、我々、パブリックとして経営しているというふうに、公園内ですから、考えてございましたけれども、経営形態が、必ずしもパブリックと言い切れないんちがうかと。もう少しきちっと整理しなさいというご指導いただいてございました。こういったことも含めて、法務相談の中で、大阪府のグレーという指導、この指導も一定わからんでもないんで、この際、都市公園を法律の改正により解除できるのであれば、解除する

ことによって、法的にもクリアになるやろうということのご指導をいただいております。

以上です。

○和田博之議長 本日の会議は、議事の都合により、この際、延長いたしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 それでは、質問を。

○和田博之議長 岡本議員、2回目です。はい、どうぞ。

○岡本重樹議員 例えば、都市公園法外して、ゴルフ場が完全に、結局ペイできて、安定な経営ができるという、仮に保障というんですか、保障とまで言えへんけども、そういう望みがあるとするなら、やっぱりきちっと、今ちまた聞いているところによれば、組合と経営者と、具体的に詳しくは知りませんで、そういう今闘争中やということを聞いてます。

そういう中で、町としても健全経営で、普通のゴルフ場みたいな形態になれば、ひとつ町民の雇用確保というんですか、そういう面でひとつ努力をしていただきたいなど。これ、要望にします。

○和田博之議長 要望でよろしいですか。

○岡本重樹議員 はい。

○和田博之議長 3回目なしということで、要望ということでおきたいと思います。

○岡本重樹議員 これでもう終わります。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。辻下議員。

○辻下正純議員 済みません。私も総務委員なんで、ちょっと一言だけ、町長にお聞きしたいと思います。

ただいまの説明で、南海からの借地公園であるみさき公園については、都市公園法の改正に基づき、借地権の南海電鉄から、駅前部分と大阪ゴルフ部分の借地契約の解除を申し入れられて、縮小することになったが、町としては、都市公園により、乱開発は防止していくという考えは理解しました。私は、みさき公園の駅前が岬町の顔であり、岬町の活性化に向けて、再開発が必要というのは十分ご理解できるし、ぜひとも進めていかなければならないと思っている。

しかし、一方で、町としてのビジョンがないまま、南海の言いなりになった再開発が進められるのではないかという心配もあります。町としては、都市計画の変更に関する検討を通じて、整理をしていかれると思うが、この際、町長の考えるみさき公園駅前のあり方、姿について、今現在の町長の思いをお伺いしたいと、このように思っております。

○和田博之議長 石田町長。

○石田町長 辻下議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに、南海電鉄さんの所有の土地という形でございますが、かといって岬町の玄関口、顔でもございます。こういった問題につきましては、これから都計審等でじっくり我々の意見も踏まえ、整理していく必要があると思いますし、また、今、第3次の総合計画の折り返しに来ているところでございますが、この辺もこれから後半に向けて、第3次がどこまで計画どおりいっているのか、また、第4次の新しい策定に向けて、この岬町の大きなグランドデザインは、じっくりかいていきたいと思っております。

以上でございます。

○和田博之議長 辻下議員。

○辻下正純議員 町長、とりあえず、岬町にメリットのあるように、これから話を進めていきたいなど、言ってほしいなど、このように思いますので、その点だけよろしくお願いします。

○和田博之議長 要望という形でね。

○辻下正純議員 はい、要望です。

○和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。田島議員。

○田島乾正議員 質疑じゃございません。

担当委員会のあしたやる部分について、今、担当委員会以外の方もかなり真剣に質疑されたと思うんです。その中で、あした、委員会で審議するに当たって、この部分だけじゃ、どうも資料なくして議論できずちゅうことで、ひとつ担当の方も、今、事業民生委員会以外の方も、これだけの質疑、心配してやっとなるわけですな。そういうことで、すべて資料提出できる部分は出してほしいわけです。今、町長も、松永部長も答弁された。説明じゃだめですよ。資料を提供してもらわんと、あしたの慎重審議できへんと思いますので、資料提出の要望としときます。

○和田博之議長 資料請求で、具体的なやつはまた後ほどお願いしたいと思います。資料請求ということで、あした出してください。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長　ないようですから、これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております「岬町都市公園条例の一部を改正する件」については、会議規則第３９条第１項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長　異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

○和田博之議長　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長　異議なしと認め、本日はこれにて延会することに決しました。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしく願いをいたします。

あす、事業民生、あさって、総務文教委員会でございます。最終日は３月２３日に行います。よろしく願いをしたいと思います。

どうも本日はご苦労さまでした。

（午後５時０３分　延会）

以上の記録が本町議会平成19年第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年3月7日

岬町議会

議 長 和 田 博 之

議 員 辻 下 正 純

議 員 竹 内 邦 博